

世田谷区公報

目次

条 例

- 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(27) 3
- 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例(28) 3
- 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(29) 3
- 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(30) 3
- 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(31) 3
- 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(32) 4
- 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(33) 4
- 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(34) 4
- 世田谷区特別区税条例の一部を改正する条例(35) 4
- 世田谷区立区民会館条例の一部を改正する条例(36) 5
- 世田谷区女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例(37) 6
- 世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例の一部を改正する条例(38) 6
- 世田谷区立障害者休養ホーム条例の一部を改正する条例(39) 6
- 世田谷区立障害者福祉施設条例の一部を改正する条例(40) 6
- 世田谷区立知的障害者生活寮条例の一部を改正する条例(41) 6
- 世田谷区立身体障害者自立体験ホーム条例の一部を改正する条例(42) 6
- 世田谷区発達障害相談・療育センター条例の一部を改正する条例(43) 6
- 世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例(44) 6
- 世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例(45) 7
- 世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例(46) 7
- 世田谷区教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定並びに保育所等の利用調整等に関する条例の一部を改正する条例(47) 7
- 世田谷区保育料条例の一部を改正する条例(48) 7
- 世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を

- 改正する条例(49) 7
- 世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例(50) 7
- 世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例の一部を改正する条例(51) 7
- 世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例(52) 7
- 世田谷区立公園条例及び世田谷区立身近な広場条例の一部を改正する条例(53) 9
- 規 則**
- 世田谷区教育委員会に対する区長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則(59) 10
- 職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則(60) 10
- 世田谷区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則(61) 10
- 世田谷区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する規則の一部を改正する規則(62) 10
- 世田谷区指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則(63) 10
- 世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(64) 10
- 世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(65) 10
- 世田谷区指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則の一部を改正する規則(66) 10
- 世田谷区児童福祉法の施行に関する規則の一部を改正する規則(67) 10
- 世田谷区教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定並びに保育所等の利用調整等に関する条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則(68) 10
- 世田谷区保育料条例施行規則の一部を改正する規則(69) 11
- 世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則(70) 11
- 職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則(71) 11
- 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(72) 11
- 会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則(73) 11
- 職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(74) 12

- 住居手当に関する規則の一部を改正する規則(75) 12
- 職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則(76) 12
- 世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例施行規則の一部を改正する規則(77) 12
- 世田谷区児童福祉法の施行に関する規則の一部を改正する規則(78) 12
- 世田谷区児童虐待の防止等に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則(79) 12
- 世田谷区立公園条例施行規則の一部を改正する規則(80) 13
- 世田谷区立身近な広場条例施行規則の一部を改正する規則(81) 13
- 世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則(82) 13
- 訓 令 甲**
- 世田谷区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規程の一部改正(34) 18
- 世田谷区事案決定手続規程の一部改正(35) 18
- 職員の兼業許可等に関する事務取扱規程の一部改正(36) 18
- 告 示**
- 会計年度任用職員の報酬の額に関する規程の一部を改正する告示(410) 18
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定の告示(411) 18
- 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定の告示(412) 18
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の告示(413) 18
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の告示(414) 18
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の更新の告示(415) 18
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定事項の変更の告示(416) 19
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の告示(417) 19
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(418) 19
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(419) 19
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(420) 19
- 建築基準法に基づく道路位置指定の告示(421) 19
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(422) 19
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(423) 19
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(424) 19

○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示 (425).....19	域変更及び供用開始の告示 (452).....23	に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (481).....26
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の指定の告示 (426).....19	○道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示 (453).....23	○世田谷区立公園条例に基づく水泳場の使用料の収納事務委託の告示 (482)26
○車両制限令に基づく自動車の交通量が極めて少ないと認める特別区道指定の告示 (427).....20	○世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示 (454)23	○子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援施設等の確認の告示 (483).....26
○令和5年第2回世田谷区議会定例会招集の告示 (428).....20	○世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示 (455)23	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (484).....26
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (429).....20	○地方自治法に基づく予算の公表 (456)23	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (485).....26
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示 (430).....20	○平成29年1月6日世田谷区告示第3号の一部を訂正する告示 (457).....23	公 告
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の指定の告示 (431).....20	○平成29年1月6日世田谷区告示第4号の一部を訂正する告示 (458).....23	○建築基準法に基づく公聴会開催の公告 (41)26
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (432).....20	○道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示 (459).....23	○都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告 (42)27
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (433).....20	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (460).....24	○世田谷区街づくり条例に基づく地区計画の原案の縦覧の公告 (43)27
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (434).....20	○道路法に基づく特別区道路線の認定、認定道路の区域決定及び供用開始の告示 (461).....24	○世田谷区情報公開条例に基づく情報公開制度の実施状況公表の公告 (44)27
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (435).....20	○道路法に基づく特別区道の路線認定の告示 (462).....24	規 則 (教)
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (436).....20	○道路法に基づく特別区道路線の区域決定及び供用開始の告示 (463).....24	○幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (14)27
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (437).....21	○道路法に基づく特別区道路線の区域決定の告示 (464).....24	○幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則 (15)28
○地方自治法に基づく地縁による団体認可の告示事項の変更の告示 (438)21	○道路法に基づく特別区道路線の廃止の告示 (465).....24	訓 令 甲 (教)
○建築基準法に基づく指定道路の変更の告示 (439).....21	○道路法に基づく特別区道路線の廃止の告示 (466).....24	○世田谷区教育委員会事案決定手続規程の一部改正 (16)28
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示 (440).....21	○道路法に基づく特別区道路線の廃止の告示 (467).....24	○学校職員の兼業等及び教員等の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部改正 (17)28
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示 (441).....21	○道路法に基づく特別区道路線の廃止の告示 (468).....24	告 示 (選)
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (442).....21	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示 (469).....25	○公職選挙法第28条の規定により選挙人名簿から抹消した者のうち、同条第4号の規定に該当するものの告示 (25)28
○道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示 (443).....21	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (470).....25	○地方自治法、市町村の合併の特例に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく令和5年6月1日調製の選挙人名簿登録者総数の50分の1の数、6分の1の数及び40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数の告示 (26)28
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (444).....21	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (471).....25	○公職選挙法に基づく選挙人名簿の抄本及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の告示 (27)28
○地方自治法及び世田谷区財政状況の公表に関する条例に基づく財政状況の公表 (446).....22	○都市公園法に基づく世田谷区立公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の告示 (472).....25	○世田谷区選挙管理委員会事務局処務規程の一部を改正する告示 (28)28
○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示 (447).....23	○世田谷区立公園条例に基づく世田谷区立烏山川緑道の区域変更の告示 (473)25	告 示 (農)
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (448).....23	○車両制限令に基づく自動車の交通量が極めて少ないと認める特別区道指定の告示 (474).....25	○農業委員会等に関する法律に基づく農業委員会総会の開催の告示 (7).....28
○子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援施設等の確認及び確認の辞退の告示 (449).....23	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (475).....25	
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (450).....23	○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路の区域の一部廃止の告示 (476).....25	
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の区域変更の告示 (451).....23	○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の指定の告示 (477).....25	
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (452).....23	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (478).....26	
	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (479).....26	
	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (480).....26	
	○世田谷区公共物管理条例施行規則	

条 例

次に掲げる条例を公布する。
 令和5年6月27日
 世田谷区長 保 坂 展 人

世田谷区条例第27号
 職員の退職手当に関する条例の一部を改

正する条例
世田谷区条例第28号
 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
世田谷区条例第29号
 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
世田谷区条例第30号
 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
世田谷区条例第31号
 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
世田谷区条例第32号
 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
世田谷区条例第33号
 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
世田谷区条例第34号
 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
世田谷区条例第35号
 世田谷区特別区税条例の一部を改正する条例
世田谷区条例第36号
 世田谷区立区民会館条例の一部を改正する条例
世田谷区条例第37号
 世田谷区女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例
世田谷区条例第38号
 世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例の一部を改正する条例
世田谷区条例第39号
 世田谷区立障害者休養ホーム条例の一部を改正する条例
世田谷区条例第40号
 世田谷区立障害者福祉施設条例の一部を改正する条例
世田谷区条例第41号
 世田谷区立知的障害者生活寮条例の一部を改正する条例
世田谷区条例第42号
 世田谷区立身体障害者自立体験ホーム条例の一部を改正する条例
世田谷区条例第43号
 世田谷区発達障害相談・療育センター条例の一部を改正する条例
世田谷区条例第44号
 世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例
世田谷区条例第45号
 世田谷区指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例
世田谷区条例第46号
 世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例
世田谷区条例第47号
 世田谷区教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定並びに保育所等の利用調整等に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区条例第48号
 世田谷区保育料条例の一部を改正する条例
世田谷区条例第49号
 世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
世田谷区条例第50号
 世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例
世田谷区条例第51号
 世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例の一部を改正する条例
世田谷区条例第52号
 世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
世田谷区条例第53号
 世田谷区立公園条例及び世田谷区立身近な広場条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
 職員の退職手当に関する条例（昭和31年12月世田谷区条例第44号）の一部を次のように改正する。
 第4条第1項第1号中「含む。）」の次に「又は職員の死亡の当時において、パートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）であった者」を加える。
 第13条第8項第2号中「含む。）」を「含む。第5号において同じ。）」又はパートナーシップ関係の相手方」に改め、同項第5号中「同条第2項」を「その者及びその者により生計を維持されている同居の親族又はパートナーシップ関係の相手方の移転に通常要する費用を考慮した同条第2項」に改める。

附 則
 この条例は、令和5年7月1日から施行する。

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
 職員の旅費に関する条例（昭和26年10月世田谷区条例第12号）の一部を次のように改正する。
 第2条第1項第6号中「以下同じ。）」を「」又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方」に改める。

附 則
 この条例は、令和5年7月1日から施行

する。
 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年3月世田谷区条例第14号）の一部を次のように改正する。
 第9条の2第1項及び第2項中「含む。以下同じ。）」を「含む。）」又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方（以下「配偶者等」という。）」に改める。
 第16条第1項中「配偶者」を「配偶者等」に改める。
 附 則
 この条例は、令和5年7月1日から施行する。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
 職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月世田谷区条例第20号）の一部を次のように改正する。
 本則（第2条の3第2号を除く。）中「配偶者」を「配偶者等」に改める。
 第2条の3第2号中「以下同じ。）」を「」又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方（以下「配偶者等」という。）」に改める。

附 則
 この条例は、令和5年7月1日から施行する。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年3月世田谷区条例第21号）の一部を次のように改正する。
 第11条第1項及び第2項中「含む。以下同じ。）」を「含む。）」又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方（以下「配偶者等」という。）」に改める。
 第18条第1項中「配偶者」を「配偶者等」に改める。
 附 則
 この条例は、令和5年7月1日から施行する。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和26年10月世田谷区条例第11号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項第1号中「同じ。）」の次に「又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）（以下「配偶者等」という。）」を加える。

第11条の3第1項第2号中「配偶者（配偶者の）」を「配偶者等（配偶者及びパートナーシップ関係の相手方のいずれも）」に改める。

第12条の2第1項及び第2項中「配偶者」を「配偶者等」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年7月1日から施行する。
（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

2 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年3月世田谷区条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第11項各号列記以外の部分中「に配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加え、「施行日」を「施行日」に改め、「引き続き」の次に「配偶者を有しない場合（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和5年6月世田谷区条例第32号。以下「一部改正条例」という。）の施行の日以後にあっては、配偶者及びパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）のいずれも有しない場合）で、かつ」を加え、同項第2号中「平成31年度から平成35年度まで」を「令和元年度から令和5年度まで」に改める。

附則第12項中「が配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方（以下「配偶者等」という。）」を加える。

附則第14項中「配偶者」を「配偶者等」に改め、「生じた日」の次に「（一部改正条例の施行の日前にパートナーシップ関係の相手方を有するに至った場合は、同日）」を加える。

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年3月世田谷区条例第22号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項第1号中「以下同じ。）」を「」又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年7月1日から施行する。

（幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

2 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年3月世田谷区条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則第3項各号列記以外の部分中「に配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を、「引き続き」の次に「配偶者を有しない場合（幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和5年6月世田谷区条例第33号。以下「一部改正条例」という。）の施行の日以後にあっては、配偶者及びパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）のいずれも有しない場合）で、かつ」を加え、同項第2号中「平成31年度から平成35年度まで」を「令和元年度から令和5年度まで」に改める。

附則第4項中「が配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方（以下「配偶者等」という。）」を加える。

附則第6項中「配偶者」を「配偶者等」に改め、「生じた日」の次に「（一部改正条例の施行の日前にパートナーシップ関係の相手方を有するに至った場合は、同日）」を加える。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成9年10月世田谷区条例第46号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「第12条第2項」を「第12条第3項」に改める。

附則第3項及び第4項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

世田谷区特別区税条例の一部を改正する条例

世田谷区特別区税条例（昭和39年12月世田谷区条例第74号）の一部を次のように改正する。

本則（第35条第2項及び第35条の6第2

項を除く。）中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第20条の3第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「当該納税義務者の同項」を「当該納税義務者の前項」に、「都民税、若しくは区民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する」を「都民税、区民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金を納付し、若しくは納入する」に改める。

第24条の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第27条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該区民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第29条中「及び」を「、」に、「の合計額」を「及び森林環境税額の合算額」に改める。

第32条第1項中「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」を加える。

第34条中「又は」を「若しくは第5号の15の2様式又は」に改める。

第35条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって当該納税者の未納に係る徴収金に充当する」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該納税者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第35条の2第1項中「所得割額及び均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第35条の5において同じ。）」を加える。

第35条の6第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に充当する」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第39条第1項第1号ニ中「及び」を「、」に、「ものを除く」を「もの及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く」に改める。

第51条の3第1項及び第5項並びに第52条第1項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

付則第2条第3項及び第4項中「によって」を「により」に改める。

付則第2条の2中「においては」を「には」に改める。

付則第4条第1項中「昭和57年度から令和6年度まで」を「昭和57年度から令和9年度まで」に改める。

付則第11条第1項及び第2項中「昭和63年度から令和5年度まで」を「昭和63年度から令和8年度まで」に改める。

付則第14条の3の2を削る。

付則第14条の4第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

付則第14条の8第3項を削る。

付則第15条第1項中「次項から第8項まで」を「次項から第4項まで」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項及び第4項を次のように改める。

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)(営業用の乗用のものに限る。)に対する第39条第1項の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号イ(2)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号イ(3)中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

る。
4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第39条第1項の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号イ(2)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号イ(3)中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。

付則第15条中第5項から第8項までを削り、同条第9項中「付則第15条第1項から第8項まで」を「付則第15条第1項から第4項まで」に改め、同項を同条第5項とする。

第15条の2第1項中「前条第2項から第8項まで」を「前条第2項から第4項まで」に改め、同条第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則
(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第39条第1項第1号ニの改正規定及び附則第3条第1項の規定(この条例による改正後の世田谷区特別区税条例(以下「新条例」という。)付則第15条の2第3項に係る部分を除く。) 令和5年7月1日

(2) 第20条の3第2項、第27条の見出しの改正規定並びに同条に1項を加える改正規定並びに第29条、第32条第1項、第35条第2項、第35条の2第1項及び第35条の6第2項の改正規定並びに付則第14条の4第4項の改正規定及び付則第15条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第3条第1項(新条例付則第15条の2第3項に係る部分に限る。)及び第3項の規定 令和6年1月1日

(3) 第24条の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日
(区民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による新条例の規定中区民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の区民税について適用し、令和5年度分までの区民税については、なお従前の例による。

2 新条例第24条の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき

新条例第24条の2第1項に規定する給与(以下この項において「給与」という。)について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)
第3条 新条例第39条第1項第1号ニ及び付則第15条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の世田谷区特別区税条例付則第14条の4及び第14条の8第3項に規定する三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 新条例付則第14条の4第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

4 新条例付則第15条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

世田谷区立区民会館条例の一部を改正する条例

世田谷区立区民会館条例(昭和56年12月世田谷区条例第48号)の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「集会室」の次に「、練習室」を加える。

第12条第1項中「世田谷区立世田谷区民会館」の次に「、世田谷区立玉川区民会館別館」を加える。

第20条第1項中「、世田谷区立玉川区民会館別館」を削る。

別表第1世田谷区立世田谷区民会館別館の項中「東京都世田谷区太子堂二丁目16番7号」を「東京都世田谷区三軒茶屋一丁目41番10号」に改める。

別表第2世田谷区立世田谷区民会館の項中「集会室」の次に「、練習室」を加える。

別表第3 世田谷区立世田谷区民会館の部を次のように改める。

世田谷区立世田谷区民会館	ホール	55,000円	65,950円	82,650円	99,070円	137,660円	165,160円	220,320円	264,240円
	集会室A	6,760円	8,110円	10,170円	12,170円	16,940円	20,300円	27,110円	32,470円
	集会室B	3,990円	4,790円	6,010円	7,190円	10,000円	11,990円	16,010円	19,180円
	練習室A	3,200円	3,840円	4,820円	5,760円	8,020円	9,610円	12,840円	15,370円
	練習室B	1,880円	2,260円	2,830円	3,390円	4,720円	5,650円	7,550円	9,040円

別表第3 世田谷区立世田谷区民会館の部の次に次のように加える。

世田谷区立 玉川区民会 館別館	集会室	7,150円	8,580円	10,720円	12,870円	17,870円	21,450円	28,600円	34,320円
-----------------------	-----	--------	--------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

別表第4 附帯設備の部ピアノの項中「ピアノ」を「楽器」に、「1台」を「1台又は一式」に改める。

別表第4の2 世田谷区立世田谷区民会館別館の部を次のように改める。

世田谷区立 世田谷区民 会館別館	第1 集会室	9,290円	11,040円	14,060円	16,790円	23,380円	27,990円	27,910円	33,360円	37,440円	44,780円	41,970円	50,150円
	第2 集会室	3,530円	4,190円	5,340円	6,370円	8,870円	10,620円	10,590円	12,660円	14,210円	16,990円	15,930円	19,030円
	第3 集会室	2,920円	3,470円	4,420円	5,280円	7,350円	8,800円	8,770円	10,480円	11,770円	14,080円	13,190円	15,760円
	第4 集会室	4,090円	4,860円	6,190円	7,400円	10,300円	12,330円	12,290円	14,700円	16,490円	19,730円	18,480円	22,100円

別表第4の2 世田谷区立玉川区民会館別館の部を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
 (1) 第12条第1項の改正規定、第20条第1項の改正規定、別表第3 世田谷区立世田谷区民会館の部の次に次のように加える改正規定及び別表第4の2 世田谷区立玉川区民会館別館の部を削る改正規定並びに次項及び附則第3項の規定 令和6年4月1日

(2) 第5条第1号の改正規定、別表第1 世田谷区立世田谷区民会館別館の項の改正規定、別表第2 世田谷区立世田谷区民会館の項の改正規定、別表第3 世田谷区立世田谷区民会館の部の改正規定、別表第4 附帯設備の部ピアノの項の改正規定及び別表第4の2 世田谷区立世田谷区民会館別館の部の改正規定並びに附則第4項から第7項までの規定 規則で定める日

(経過措置)

2 令和6年4月1日前に、世田谷区立区民会館条例第6条に規定する指定管理者が同条例第8条第3項の規定により読み替えて適用される同条例第9条第1項の規定により行った世田谷区立玉川区民会館別館の使用の承認(同日以後の使用に係るものに限る。)は、同条例第9条第1項の規定により区長がした使用の承認とみなす。

3 改正前の第20条第1項の規定により納付された世田谷区立玉川区民会館別館の使用に係る利用料金(同項に規定する利用料金をいう。)(令和6年4月1日以後の使用に係るものに限る。)は、この条例による改正後の第12条第1項及び第2項の規定により納付された使用料とみなす。

(準備行為)

4 世田谷区立世田谷区民会館の施設の使用(附則第1項第2号に定める日以後の使用に限る。)の承認を受けようとする者は、同日以前においても、この条例による改正後の世田谷区立区民会館条例(以下「改正後の条例」という。)の規定の例により、その承認に係る申請を行うことができる。

5 区長は、前項の申請があった場合には、附則第1項第2号に定める日前において

も、改正後の条例の規定の例により、その承認をすることができる。

6 世田谷区立世田谷区民会館別館の使用(附則第1項第2号に定める日以後の使用に限る。)の承認を受けようとする者は、同日以前においても、改正後の条例の規定の例により、その承認に係る申請を行うことができる。

7 区長は、前項の申請があった場合には、附則第1項第2号に定める日前においても、改正後の条例の規定の例により、その承認をすることができる。

世田谷区女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例

世田谷区女性福祉資金貸付条例(昭和50年3月世田谷区条例第32号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第7条第3号ただし書に規定する」を「第3条第7号の」に、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に、「同号ただし書」を「同令第7条第3号ただし書」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例の一部を改正する条例

世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例(令和4年9月世田谷区条例第41号)の一部を次のように改正する。

第16条中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

世田谷区立障害者休養ホーム条例の一部を改正する条例

世田谷区立障害者休養ホーム条例(昭和45年7月世田谷区条例第25号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項第3号中「の厚生労働大臣」を「に規定する主務大臣」に改める。

第16条第2項中「第8条」を「第9条の規定」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

世田谷区立障害者福祉施設条例の一部を改正する条例

世田谷区立障害者福祉施設条例(平成19年12月世田谷区条例第64号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項第1号及び第3号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

世田谷区立知的障害者生活寮条例の一部を改正する条例

世田谷区立知的障害者生活寮条例(平成4年11月世田谷区条例第65号)の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

世田谷区立身体障害者自立体験ホーム条例の一部を改正する条例

世田谷区立身体障害者自立体験ホーム条例(平成10年12月世田谷区条例第59号)の一部を次のように改正する。

第24条中「(以下「受給者証」という。))」を削る。

第25条第2項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

世田谷区発達障害相談・療育センター条例の一部を改正する条例

世田谷区発達障害相談・療育センター条例(平成20年12月世田谷区条例第71号)の一部を次のように改正する。

第2条中「。以下「法」という。」を削る。

第10条第1項第2号及び第3号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同項第4号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(令和元年10月世田谷区条例第27号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「厚生労働大臣」を「こ

ども家庭庁長官」に改め、同条第4項中「入所している」を「通所している」に改める。

第6条第5項、第58条第2項及び第66条第3項中「入所している」を「通所している」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(令和元年10月世田谷区条例第28号)の一部を次のように改正する。

第24条中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例(平成26年9月世田谷区条例第37号)の一部を次のように改正する。

「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第4条第2項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第6条第3項中「同項第2号又は第3号」を「同条第2号又は第3号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改める。

第35条第2項中「同項第2号」を「同条第2号」に改め、同条第3項中「同項第1号又は第2号」を「同条第1号又は第2号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第36条第2項中「同項第1号」を「同条第1号」に改め、同条第3項中「同項第1号又は第2号」を「同条第1号又は第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

世田谷区教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定並びに保育所等の利用調整等に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定並びに保育所等の利用調整等に関する条例(平成26年9月世田谷区条例第40号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号又は第3号」を「第19条第2号又は第3号」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

世田谷区保育料条例の一部を改正する条例

世田谷区保育料条例(平成26年12月世田谷区条例第54号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に、「同項第2号又は第3号」を「同条第2号又は第3号」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(令和元年10月世田谷区条例第36号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「第8条」を「第8条第1項」に改める。

第15条、第27条及び第35条中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第45条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第55条、第63条第1項第6号、第74条第1項第8号、第82条及び第89条第2項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

第1条 世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年9月世田谷区条例第35号)の一部を次のように改正する。

第26条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第2条 世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(令和5年3月世田谷区条例第18号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「[省令]」を「[設備運営基準]」に、「[省令第1条第2項]」を「[設備運営基準第1条第2項]」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例(平成19年3月世田谷区条例第28号)の一部を次のように改正する。

第14条の2第2項第2号中「70センチメートル以上」を「75センチメートル以上(一般客室の床面積(和室部分及び同一客室内に複数の階がある場合における当該一般客室の出入口のある階の部分以外の部分の床面積を除く。第4号において同じ。))が15

平方メートル未満の場合にあっては、70センチメートル以上)」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 第2号の規定に該当する便所及び浴室等の出入口に接する通路その他これに類するもの(当該出入口に接して脱衣室、洗面所その他これらに類する場所が設けられている場合にあっては、当該出入口を除く当該場所の1以上の出入口及びこれに接する通路その他これに類するもの)の幅は、100センチメートル以上(一般客室の床面積が15平方メートル未満の場合にあっては、80センチメートル以上)とすること。第14条の2中第3項及び第4項を削り、第5項を第3項とし、第6項を第4項とする。

附則

- 1 この条例は、令和5年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
2 この条例による改正後の世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、施行日以後に着手する建築(用途の変更をして特別特定建築物(世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例第4条第1項に規定する特別特定建築物をいう。以下同じ。))にすることを含む。以下この項において同じ。)及び当該建築をした特別特定建築物の維持保全について適用し、施行日前に着手した建築及び当該建築をした特別特定建築物の維持保全については、なお従前の例による。
3 この条例の施行の際、現に存する特別特定建築物で、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)附則第4条第5号に掲げる類似の用途相互間における用途の変更をするものについては、改正後の条例の規定は適用しない。

世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例(昭和62年7月世田谷区条例第34号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項及び第5項中「法第52条第6項の政令で定める昇降機の昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム等の共用の廊下若しくは階段の用に供する」を「法第52条第6項各号に掲げる建築物の」に改め、同条第8項中「第15条」を「第11条」に改める。

別表第1の1の部に次のように加える。

Table with 2 columns: 東京都計画祖師谷二丁目地区地区整備計画区域, 東京都計画祖師谷二丁目地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域

別表第2備考以外の部分に次のように加える。

<p>東京都 市計画 祖師谷 二丁目 地区地 区整備 計画</p>	<p>地区整備計画の区域</p>	<p>10分の15</p>	<p>10分の5</p>	<p>1 計画図 3に示す とおり、 1号壁面 線につい ては、区 画道路境 界線から 8 m 2 計画図 3に示す とおり、 2号壁面 線につい ては、区 画道路境 界線から 6 m 3 計画図 3に示す とおり、 3号壁面 線につい ては、区 画道路境 界線から 5 m 4 計画図 3に示す とおり、 4号壁面 線につい ては、隣 地境界線 又は区画 道路境界 線から5 m 5 計画図 3に示す とおり、 5号壁面 線につい ては、隣</p>	<p>1 計画図 3に示す 2号壁面 線及び3 号壁面線 の各境界 線から4 mを超え る区域に おける軒 の高さが 3 m以下 の平屋建 物の建築 物 2 計画図 3に示す 4号壁面 線及び5 号壁面線 の各境界 線から2 mを超え る区域に おける軒 の高さが 3 m以下 の平屋建 物の建築 物 3 公益上 やむを得 ない建築 物</p>	<p>28.5m。ただし、建築物の各部分の高さは、次に掲げるものを超えてはならない。 (1) 当該部分から計画図3に示す斜線制限における境界線までの水平距離に1.25を乗じたものに10mを加えたもの (2) 当該部分から計画図3に示す斜線制限における境界線までの真北方向の水平距離に0.5を乗じたものに4mを加えたもの</p>		
-----------------------------------------------------------	------------------	---------------	--------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

		<p>別表第5 東京都市計画北烏山二・三丁目地区地区整備計画区域の項中「東京都市計画北烏山二・三丁目地区地区整備計画区域」を「東京都市計画北烏山二・三丁目地区地区整備計画」に改め、同項の次に次のように加える。</p> <table border="1" data-bbox="1029 331 1465 436"> <tr> <td data-bbox="1029 331 1236 436">東京都市計画祖師谷二丁目地区地区整備計画</td> <td data-bbox="1236 331 1465 436">地区整備計画の区域整備計画</td> </tr> </table> <p>附 則 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>世田谷区立公園条例及び世田谷区立身近な広場条例の一部を改正する条例 (世田谷区立公園条例の一部改正) 第1条 世田谷区立公園条例(昭和33年4月世田谷区条例第4号)の一部を次のように改正する。 別表第1の1の部(1)の款世田谷区立淡島通り公園の項の前に次のように加える。</p> <table border="1" data-bbox="1029 806 1465 884"> <tr> <td data-bbox="1029 806 1236 884">世田谷区立アメンボひろば公園</td> <td data-bbox="1236 806 1465 884">東京都世田谷区太子堂二丁目4番28号</td> </tr> </table> <p>(世田谷区立身近な広場条例の一部改正) 第2条 世田谷区立身近な広場条例(平成7年3月世田谷区条例第19号)の一部を次のように改正する。 別表第1の1の部世田谷区立アメンボ広場の項を削る。</p>	東京都市計画祖師谷二丁目地区地区整備計画	地区整備計画の区域整備計画	世田谷区立アメンボひろば公園	東京都世田谷区太子堂二丁目4番28号
東京都市計画祖師谷二丁目地区地区整備計画	地区整備計画の区域整備計画					
世田谷区立アメンボひろば公園	東京都世田谷区太子堂二丁目4番28号					
<p>地境界線又は区画道路境界線から3m</p> <p>6 計画図3に示すとおり、6号壁面線については、区画道路境界線から2m</p> <p>7 計画図3に示すとおり、7号壁面線については、道路境界線から2m</p>		<p>附 則 この条例は、公布の日(以下「施行日」という。)から施行する。</p> <p>2 施行日前に、世田谷区立アメンボひろば公園に相当する世田谷区立アメンボ広場に関し、世田谷区立身近な広場条例(平成7年3月世田谷区条例第19号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為(施行日以後の使用に係るものに限る。)は、世田谷区立アメンボひろば公園に関し、第1条による改正後の世田谷区立公園条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。</p>				
		<p style="text-align: center;">規 則</p> <p>次に掲げる規則を公布する。 令和5年6月27日 世田谷区長 保 坂 展 人</p> <p>世田谷区規則第59号 世田谷区教育委員会に対する区長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>世田谷区規則第60号 職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>世田谷区規則第61号 世田谷区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>世田谷区規則第62号 世田谷区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>世田谷区規則第63号</p>				

世田谷区指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第64号

世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第65号

世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第66号

世田谷区指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第67号

世田谷区児童福祉法の施行に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第68号

世田谷区教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定並びに保育所等の利用調整等に関する条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第69号

世田谷区保育料条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第70号

世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区教育委員会に対する区長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区教育委員会に対する区長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則(平成29年3月世田谷区規則第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第3条中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則(平成9年10月世田谷区規則第119号)の一部を次のように改正する。

附則第2項及び第3項を削り、附則第1項の項番号を削る。

別表児童相談所業務手当の部中「第12条第2項」を「第12条第3項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

世田谷区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区特別区税条例施行規則(昭和40年3月世田谷区規則第15号)の一部を次のように改正する。

第16条の表(4)の項中「第328条の11第6項」を「第328条の11第7項」に改め、同表(2)の項中「原動機付自転車・小型特殊自

動車標識」を「一般原動機付自転車・小型特殊自動車標識」に、「標識」を「標識」であって、道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13の5号に規定する一般原動機付自転車及び小型特殊自動車に係るもの)に改め、同表(3)の項中「第25号の2様式」を「第25号の2の2様式」に改め、同項を同表(4)の項とし、同表(2)の項の次に次のように加える。

(3) 特定小型原動機付自転車標識(条例第46条の3第1項及び第2項の規定による標識であって、道路運送車両の保安基準第1条第1項第13の6号に規定する特定小型原動機付自転車に係るもの)	第25号の2様式
----------------------------------------------------------------------------------------------	----------

様式目次第25号様式の項及び第25号の2様式の項を次のように改める。

第25号様式 一般原動機付自転車・小型特殊自動車標識

第25号の2様式 特定小型原動機付自転車標識

様式目次第25号の2様式の項の次に次のように加える。

第25号の2の2様式 原動機付自転車・小型特殊自動車試乗用標識

第25号様式中「5けた」を「5桁」に改める。

第25号の2様式を第25号の2の2様式とし、第25号様式の次に次の1様式を加える。

様式省略

附 則

1 この規則は、令和5年7月1日から施行する。ただし、第16条の表(4)の項の改正規定は、令和6年1月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の第16条の表(2)の項の規定に基づき作成され、交付されている原動機付自転車・小型特殊自動車標識は、この規則による改正後の第16条の表(2)の項又は(3)の項の規定に基づき作成され、交付されている一般原動機付自転車・小型特殊自動車標識又は特定小型原動機付自転車標識とみなす。

世田谷区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する規則(平成18年3月世田谷区規則第69号)の一部を次のように改正する。

第23条の2第2項中「の厚生労働大臣」を「に規定する主務大臣」に改める。

第23条の7中「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。

第23条の8中「の厚生労働大臣」を「に規定する主務大臣」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

世田谷区指定特定相談支援事業者及

び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則(平成24年3月世田谷区規則第25号)の一部を次のように改正する。

第11条中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第2号様式を次のように改める。

様式省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則(令和元年11月世田谷区規則第50号)の一部を次のように改正する。

第7条、第15条及び第21条中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則(令和元年11月世田谷区規則第51号)の一部を次のように改正する。

第5条中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

世田谷区指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則(令和元年11月世田谷区規則第49号)の一部を次のように改正する。

第9条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

世田谷区児童福祉法の施行に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区児童福祉法の施行に関する規則(昭和62年3月世田谷区規則第33号)の一部を次のように改正する。

第7条の11中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第7条の12中「の厚生労働大臣」を「に規定する内閣総理大臣」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

世田谷区教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定並びに保育所等の利用調整等に関する条例の施行等に

関する規則の一部を改正する規則
 世田谷区教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定並びに保育所等の利用調整等に関する条例の施行等に関する規則（平成27年2月世田谷区規則第5号）の一部を次のように改正する。
 第5条第1項第2号及び第5条の2第2項中「第19条第1項第2号又は第3号」を「第19条第2号又は第3号」に改める。
 別表第2の19の項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。
 附 則
 この規則は、公布の日から施行する。

世田谷区保育料条例施行規則の一部を改正する規則
 世田谷区保育料条例施行規則（平成27年3月世田谷区規則第43号）の一部を次のように改正する。
 第6条第1項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。
 第6条の3第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。
 第10条第3項中「第19条第1項第2号又は第3号」を「第19条第2号又は第3号」に改める。
 附 則
 この規則は、公布の日から施行する。

世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則
 世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（令和2年3月世田谷区規則第55号）の一部を次のように改正する。
 第8条中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。
 附 則
 この規則は、公布の日から施行する。

次に掲げる規則を公布する。
 令和5年6月27日
 世田谷区長 保 坂 展 人

- 世田谷区規則第71号**
 職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 世田谷区規則第72号**
 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 世田谷区規則第73号**
 会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
- 世田谷区規則第74号**
 職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 世田谷区規則第75号**
 住居手当に関する規則の一部を改正する規則
- 世田谷区規則第76号**
 職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則
- 職員の退職手当に関する条例施行規

則の一部を改正する規則
 職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和31年12月世田谷区規則第15号）の一部を次のように改正する。

第10号様式中 「家族の状況」を「親族等の状況」に改める。

第17号様式中 「印」を削り、「家族」を「親族等」に改める。

附 則
 この規則は、令和5年7月1日から施行する。

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成10年3月世田谷区規則第34号）の一部を次のように改正する。
 第7条の3第2項中「含む。以下同じ。）」を「含む。）」又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。以下同じ。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）（以下「配偶者等」という。）に改め、同条第5項第5号中「配偶者」を「配偶者等」に改め、同条第9項中「と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」を「が当該請求をした職員の配偶者等、父母、子若しくは配偶者等の父母又は第25条第1項に規定する関係にある者でなくなった」に改める。
 第7条の4第10項中「と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」を「が当該請求をした職員の配偶者等、父母、子若しくは配偶者等の父母又は第25条第1項に規定する関係にある者でなくなった」に改める。
 第20条第3項各号及び第4項中「配偶者」を「配偶者等」に改める。
 第21条第1項中「配偶者又は当該職員と性別が同一である者であって、当該職員との関係が婚姻関係と同様の事情にあると任命権者が認めるもの（以下「同性パートナー」という。）（以下「配偶者等」という。）を「配偶者等」に改める。
 第23条第1項中「する者」と性別が同一である者との関係が婚姻関係と同様の事情になると任命権者が認める場合を含む。以下この条において同じ。）、職員の親族（特別養子縁組の成立前の監護対象

者等を含む。以下この条及び別表第3において同じ。）」を「し、又はパートナーシップ関係の当事者となる場合、職員の親族等（別表第3に掲げる者をいう。以下この条において同じ。）」に改め、同条第2項第1号中「する」を「し、又はパートナーシップ関係の当事者となる」に改め、同項第2号中「親族（別表第3に掲げる親族に限る。）」を「親族等」に改め、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とし、同条第3項中「前項第2号から第4号まで」を「前項第2号及び第3号」に改める。

- 第24条の3第1項中「親族」を「親族、パートナーシップ関係の相手方その他これらに類する者（任命権者が別に定める範囲に限る。）」に改める。
 第25条第1項を次のように改める。
 条例第16条第1項に規定する規則で定める者は、次に掲げる者（第4号から第7号までに掲げる者については、職員と同居している者に限る。）とする。
- (1) 祖父母
 - (2) 兄弟姉妹
 - (3) 孫
 - (4) 父母の配偶者等
 - (5) 配偶者等の父母の配偶者等
 - (6) 子の配偶者等
 - (7) 配偶者等の子

別表第3中「親族」を「親族等」に改め、同表姻族又は同性パートナーの血族の項及び備考1中「同性パートナー」を「パートナーシップ関係の相手方」に改める。

第3号の2様式中 「続柄」を「続柄等」に、「配偶者」を「配偶者等」に、「続柄」を「続柄等」に改める。

第3号の3様式を次のように改める。
 様式省略
 第4号の4様式中「続柄」を「続柄等」に改める。

- 附 則
- 1 この規則は、令和5年7月1日から施行する。
 - 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第3号の2様式、第3号の3様式及び第4号の4様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
 会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和2年1月世田谷区規則第4号）の一部を次のように改正する。
 第10条中「介護」を「要介護者（第29条第1項に規定する日常生活を営むことに支障がある者をいう。以下同じ。）の介護」に改める。
 第11条中「（第29条第1項に規定する日常生活を営むことに支障がある者をいう。以下同じ。）」を削る。
 第22条第3項第1号中「以下同じ。）」を

「」又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。以下同じ。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）（以下「配偶者等」という。）に改め、同項第2号及び第3号中「配偶者」を「配偶者等」に改め、同条第4項中「配偶者」を「配偶者等」に改める。

第22条の2第1項中「配偶者又は会計年度任用職員と性別が同一である者であって、当該会計年度任用職員との関係が婚姻関係と同様の事情にあると任命権者が認めるもの（以下「同性パートナー」という。）（以下「配偶者等」という。）を「配偶者等」に改める。

第24条第1項を次のように改める。

慶弔休暇は、会計年度任用職員が結婚し、又はパートナーシップ関係の当事者となる場合、会計年度任用職員の親族等（別表第2に掲げる者をいう。以下この条において同じ。）が死亡した場合その他の勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。

第24条第2項第1号中「する」を「し、又はパートナーシップ関係の当事者となる」に改め、同項第2号中「親族（別表第2に掲げる親族に限る。）」を「親族等」に改め、同項第3号を削る。

別表第2中「親族」を「親族等」に改め、同表姻族又は同性パートナーの血族の項中「同性パートナー」を「パートナーシップ関係の相手方」に改める。

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。

職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成4年3月世田谷区規則第13号）の一部を次のように改正する。

第1条の4第2号中「以下同じ。」を「」又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方（以下「配偶者等」という。）に改め、同号ウ中「配偶者」を「配偶者等」に改める。

第2条第1項第2号中「配偶者」を「配偶者等」に改める。

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則（昭和46年4月世田谷区規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項各号中「家族」を「世帯の構成員」に改める。

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。

職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の単身赴任手当に関する規則（平成2年6月世田谷区規則第48号）の一部を次のように改正する。

本則（第7条第1項を除く。）中「配偶者等」を「配偶者等又は特定の子」に改める。

第2条第1号中「配偶者が」を「配偶者又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）（以下「配偶者等」という。）が」に、「配偶者の」を「配偶者等の」に改め、同条第2号から第5号までの規定中「配偶者」を「配偶者等」に改める。

第4条第1項中「配偶者」を「配偶者等」に改める。

第5条第1号及び第2号中「配偶者」を「配偶者等」に改め、同条第3号中「配偶者の」を「配偶者及びパートナーシップ関係の相手方のいずれも」に改め、同条第4号中「していた配偶者」を「していた配偶者等」に、「配偶者の」を「配偶者及びパートナーシップ関係の相手方のいずれも」に改め、同条第5号中「配偶者の」を「配偶者及びパートナーシップ関係の相手方のいずれも」に改める。

第6条中「配偶者」を「配偶者等」に改める。

第7条第1項中「配偶者等との」を「配偶者等又は特定の子との」に、「同居者、配偶者等」を「同居者又は配偶者等又は特定の子」に改める。

様式を次のように改める。

様式省略

附 則

- 1 この規則は、令和5年7月1日から施行する。
2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

次に掲げる規則を公布する。

令和5年6月30日

世田谷区長 保坂展人

世田谷区規則第77号

世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第78号

世田谷区児童福祉法の施行に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第79号

世田谷区児童虐待の防止等に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第80号

世田谷区立公園条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第81号

世田谷区立身近な広場条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第82号

世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例施行規則（平成9年1月世田谷区規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条の3第2項中「第7条第3項」を「第7条第4項」に改める。

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。

世田谷区児童福祉法の施行に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区児童福祉法の施行に関する規則（昭和62年3月世田谷区規則第33号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第1項中「又は法第24条の7第1項の特定入所障害児食費等給付費」を「、法第24条の7第1項の特定入所障害児食費等給付費又は法第24条の20第1項の障害児入所医療費」に改める。

第8条の2第9項中「停止措置再開決定通知書」を「措置停止解除決定通知書」に改め、同条第10項中「停止措置再開通知書」を「措置停止解除通知書」に改める。

第7号の2様式から第7号の2の6様式までを次のように改める。

様式省略

第9号の2様式から第9号の2の9様式までを次のように改める。

様式省略

第9号の2の11様式から第9号の2の15様式までを次のように改める。

様式省略

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。

世田谷区児童虐待の防止等に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区児童虐待の防止等に関する法律の施行に関する規則（令和2年3月世田谷区規則第53号）の一部を次のように改正する。

第7条中「（法第16条第1項の規定によりみなして適用する場合を含む。）」を削る。

第8条第1項中「（法第16条第2項の規定によりみなして適用する場合を含む。）」を削る。

第9条第1項及び第3項中「（法第16条

世田谷区公報

令和5年7月20日（第748号）

<p>第1項の規定によりみなして適用する場合を含む。）」を削る。 第1号様式から第11号様式までを次のように改める。 様式省略 附則 この規則は、令和5年7月1日から施行する。</p> <hr/> <p style="text-align: center;">世田谷区立公園条例施行規則の一部を改正する規則 世田谷区立公園条例施行規則（昭和33年10月世田谷区規則第9号）の一部を次のように改正する。 第2条第3項の表世田谷公園水泳場の項</p>	<p>中「560人」を「350人」に、「270人」を「150人」に改め、同表玉川野毛町公園水泳場の項中「410人」を「280人」に、「90人」を「120人」に改める。 附則 この規則は、公布の日から施行する。</p> <hr/> <p style="text-align: center;">世田谷区立身近な広場条例施行規則の一部を改正する規則 世田谷区立身近な広場条例施行規則（平成7年3月世田谷区規則第46号）の一部を次のように改正する。 別表第1の3の部世田谷区立上用賀3-8遊び場の項の次に次のように加える。</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">世田谷区立上用賀四丁目広場</td> <td style="width: 50%;">東京都世田谷区上用賀四丁目36番14号</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">附則 この規則は、令和5年7月3日から施行する。</p> <hr/> <p style="text-align: center;">世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則 世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則（平成2年3月世田谷区規則第35号）の一部を次のように改正する。</p>	世田谷区立上用賀四丁目広場	東京都世田谷区上用賀四丁目36番14号
世田谷区立上用賀四丁目広場	東京都世田谷区上用賀四丁目36番14号			

別表第2を次のように改める。
別表第2（第4条関係）

（単位：円）

No.	工 種 名	仕 様	単 位	単 価	備 考
1	U形溝工（240）	人力掘削	m	15,000	
2	U形溝工（240）	機械掘削	m	13,300	バックホウ0.1m ³
3	U形溝工（240・蓋）	人力掘削	m	28,000	
4	U形溝工（240・蓋）	機械掘削	m	26,300	バックホウ0.1m ³
5	特L形・U形溝工（240）	人力掘削	m	27,100	
6	特L形・U形溝工（240）	機械掘削	m	24,700	バックホウ0.1m ³
7	L形溝工（250B）	人力掘削	m	20,700	
8	L形溝工（250B）	機械掘削	m	18,600	バックホウ0.1m ³
9	L形溝工（300B）	人力掘削	m	21,700	
10	L形溝工（300B）	機械掘削	m	19,300	バックホウ0.1m ³
11	横断暗きょ工（CO-240）		m	52,900	
12	U形溝用集水ます工（400特）	装鉄製蓋・鋼製網蓋	箇所	88,400	
13	浸透U形ます工（400特）	装鉄製蓋・鋼製網蓋	箇所	188,400	
14	L形用浸透ます設置工	内径50cm	箇所	117,400	
15	L形用小型汚水ます工（横型）		箇所	61,500	深さ0.8m
16	L形用小型汚水ます工（横型）		箇所	66,100	深さ1.0m
17	小型汚水ます工		箇所	74,100	深さ0.8m
18	小型汚水ます工		箇所	78,700	深さ1.0m
19	アスファルトコンクリート（透水15型）舗装工	人力施工・しゃ断層なし	m ²	10,100	RC-30・10cm+開粒2号・5cm
20	アスファルトコンクリート（透水15型）舗装工	機械施工・しゃ断層なし	m ²	9,100	RC-30・10cm+開粒2号・5cm
21	アスファルトコンクリート（透水15型）舗装工	人力施工・しゃ断層なし	m ²	10,100	RC-30・10cm+開粒1号・5cm
22	アスファルトコンクリート（透水15型）舗装工	機械施工・しゃ断層なし	m ²	8,500	RC-30・10cm+開粒1号・5cm
23	アスファルトコンクリート（透水20型）舗装工	人力施工・しゃ断層なし	m ²	11,100	RC-40・15cm+開粒1号・5cm
24	アスファルトコンクリート（透水20型）舗装工	機械施工・しゃ断層なし	m ²	9,400	RC-40・15cm+開粒1号・5cm
25	アスファルトコンクリート（透水25型）舗装工	人力施工・しゃ断層なし	m ²	15,500	RC-40・15cm+開粒1号・5cm+開粒1号・5cm
26	アスファルトコンクリート（透水25型）舗装工	機械施工・しゃ断層なし	m ²	13,100	RC-40・15cm+開粒1号・5cm

	舗装工				+開粒1号・5cm
27	アスファルトコンクリート(20型)舗装工	人力施工	m ²	10,700	RM-40・15cm+密粒(再生)・5cm
28	アスファルトコンクリート(20型)舗装工	機械施工	m ²	9,400	RM-40・15cm+密粒(再生)・5cm
29	アスファルトコンクリート(25型)舗装工	人力施工	m ²	15,300	RM-40・15cm+粗粒(再生)・5cm+密粒(再生)・5cm
30	アスファルトコンクリート(25型)舗装工	機械施工	m ²	12,800	RM-40・15cm+粗粒(再生)・5cm+密粒(再生)・5cm
31	樹脂製滑り止め舗装工		m ²	10,700	
32	アスファルトコンクリート(透水15型)舗装工(表層打換)	人力施工	m ²	7,300	RC-30・平均3cm+開粒2号・5cm
33	アスファルトコンクリート(透水15型)舗装工(表層打換)	機械施工	m ²	6,400	RC-30・平均3cm+開粒2号・5cm
34	アスファルトコンクリート(透水20型)舗装工(表層打換)	機械施工	m ²	6,300	RC-30・平均3cm+開粒1号・5cm
35	アスファルトコンクリート(透水25型)舗装工(表基層打換)	人力施工	m ²	11,600	RC-40・平均3cm+開粒1号・5cm+開粒1号・5cm
36	アスファルトコンクリート(透水25型)舗装工(表基層打換)	機械施工	m ²	9,900	RC-40・平均3cm+開粒1号・5cm+開粒1号・5cm
37	アスファルトコンクリート(20型)舗装工(表層打換)	人力施工	m ²	7,400	RM-40・平均3cm+密粒(再生)・5cm
38	アスファルトコンクリート(20型)舗装工(表層打換)	機械施工	m ²	6,100	RM-40・平均3cm+密粒(再生)・5cm
39	アスファルトコンクリート(25型)舗装工(表基層打換)	機械施工	m ²	9,400	RM-40・平均3cm+粗粒(再生)・5cm+密粒(再生)・5cm
40	人孔調整工	かさ上げ・かさ下げ	箇所	28,600	発生材使用
41	人孔調整工	かさ上げ・かさ下げ	箇所	91,700	蓋・枠取替えを含む。
42	汚水ます調整工	かさ上げ・かさ下げ	箇所	10,500	発生材使用
43	小型汚水ます調整工	かさ上げ・かさ下げ	箇所	3,500	発生材使用
44	L形用雨水ます設置工	内径50cm	箇所	65,600	
45	L形用汚水ます設置工	内径50cm	箇所	69,800	
46	円形汚水ます設置工	内径50cm	箇所	84,400	
47	汚水・雨水ます縁塊蓋取替工	L形ます・丸形ます	箇所	34,600	
48	取付管工(硬質塩化ビニル管)	内径150mm・基礎なし	箇所	66,300	ソケット取付工を含む。
49	取付管工(硬質塩化ビニル管)	内径200mm・基礎なし	箇所	78,300	ソケット取付工を含む。
50	補足コンクリート工	5cm未満	m	12,500	
51	補足コンクリート工	5cm以上15cm未満	m	15,400	
52	水替工		日	8,100	側溝用
53	区画線設置工	溶融式・幅15cm	m	400	
54	交通誘導員		人	21,700	
55	仮復旧工	一層仕上厚3cm	m ²	2,500	
56	特殊工	上記単価表以外の特殊工については、施行規程第7条に定める設計基準に基づいて算出した額			
57	障害物切回し	東京都水道局、東京ガス株式会社等の発行する領収書記載金額から消費税及び地方消費税に相当する額を減じた額			

注 この表により算出された額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

別表第4を次のように改める。

別表第4 (第4条関係)

(単位：円)

種 別	形 状 寸 法		単位	単 価			備 考
				人 力 施 工		機 械 施 工	
排水本管 (硬質塩化ビニル管以外のもの)	内径200mm	深さ2.60m 以上	m	一 般	困 難	120,800	深さは、人孔間の平均深さとする。
				153,200	160,800		
	内径250mm	深さ2.60m 以上3.00m 未満	m	161,900	170,000	128,000	
		深さ3.00m 以上3.40m 未満	m	177,800	186,500	142,700	
		深さ3.40m 以上	m	—	—	—	
	内径300mm	深さ2.60m 以上3.00m 未満	m	174,200	182,700	137,000	
		深さ3.00m 以上3.40m 未満	m	191,200	200,400	152,600	
		深さ3.40m 以上	m	—	—	—	
	内径350mm	深さ1.80m 未満	m	102,400	123,700	74,700	
		深さ1.80m 以上2.20m 未満	m	133,300	141,900	85,300	
		深さ2.20m 以上2.60m 未満	m	165,900	174,500	128,200	
		深さ2.60m 以上3.00m 未満	m	181,600	190,500	142,800	
		深さ3.00m 以上3.40m 未満	m	198,200	208,000	158,100	
		深さ3.40m 以上	m	—	—	—	
	排水本管 (硬質塩化ビニル管)	内径150mm	深さ1.00m 未満	m	35,000	—	
深さ1.00m 以上1.40m 未満			m	43,200	—	29,100	
内径200mm		深さ1.00m 未満	m	36,900	—	27,400	
		深さ1.00m 以上1.40m 未満	m	45,000	—	31,100	
		深さ1.40m 以上1.80m 未満	m	76,500	88,300	54,700	
		深さ1.80m 以上2.20m 未満	m	92,700	104,600	65,600	
		深さ2.20m 以上2.60m 未満	m	124,900	137,100	92,700	
		深さ2.60m 以上	m	135,600	147,700	102,200	
内径250mm		深さ1.00m 未満	m	46,200	—	34,300	
		深さ1.00m 以上1.40m 未満	m	56,400	—	38,900	
		深さ1.40m 以上1.80m 未満	m	82,600	94,700	59,700	
		深さ1.80m 以上2.20m 未満	m	99,400	111,600	70,900	
		深さ2.20m 以上2.60m 未満	m	132,000	144,500	98,200	
		深さ2.60m 以上3.00m 未満	m	143,200	162,000	108,200	
		深さ3.00m 以上3.40m 未満	m	159,100	—	122,800	
		深さ3.40m 以上	m	—	—	—	
内径300mm		深さ1.40m 未満	m	66,700	—	47,600	
		深さ1.40m 以上1.80m 未満	m	94,000	107,400	68,900	
		深さ1.80m 以上2.20m 未満	m	111,800	125,400	80,600	
		深さ2.20m 以上2.60m 未満	m	145,600	159,500	108,500	
		深さ2.60m 以上3.00m 未満	m	157,800	178,100	119,400	
		深さ3.00m 以上3.40m 未満	m	174,700	—	134,900	
		深さ3.40m 以上	m	—	—	—	
内径350mm		深さ1.80m 未満	m	101,400	115,600	75,400	
		深さ1.80m 以上2.20m 未満	m	119,600	133,900	87,100	
		深さ2.20m 以上2.60m 未満	m	152,200	166,700	113,500	
		深さ2.60m 以上3.00m 未満	m	165,700	181,000	125,600	
		深さ3.00m 以上3.40m 未満	m	185,200	—	144,000	
		深さ3.40m 以上	m	—	—	—	

世田谷区公報

取付管 (硬質塩化ビニル管)	内径150mm	深さ1.00m 未満	m	29,200	—	深さは、排水本管(人孔間)の平均土被りとする。	
		深さ1.00m 以上1.40m 未満	m	31,300	—		
		深さ1.40m 以上	m	33,900	—		
	内径200mm	深さ1.00m 未満	m	35,400	—		
		深さ1.00m 以上1.40m 未満	m	37,600	—		
		深さ1.40m 以上	m	40,100	—		
管防護工 (硬質塩化ビニル管)	内径150mm用		m	16,400	15,500		
	内径200mm用		m	17,100	16,300		
	内径250mm用		m	19,000	18,100		
	内径300mm以上用		m	19,600	18,800		
人孔	円形人孔 内径70cm	深さ1.00m 未満	箇所	一般	—	251,900	深さは、人孔深さとする。 鉄蓋使用は、47,900円を加算する。
				困難			
		深さ1.00m 以上1.20m 未満	箇所	286,700	—	270,700	
	矩形人孔 内法90cm×60cm	深さ1.00m 未満	箇所	一般	—	464,600	
				困難			
		深さ1.00m 以上1.20m 未満	箇所	308,800	—	270,700	
		深さ1.20m 以上1.40m 未満	箇所	359,400	362,000	309,700	
		深さ1.20m 以上	箇所	359,400	362,000	309,700	
		深さ1.40m 以上1.60m 未満	箇所	529,700	—	464,600	
	円形人孔 内径90cm	深さ1.00m 未満	箇所	一般	—	544,500	
				困難			
		深さ1.00m 以上1.20m 未満	箇所	619,500	624,200	544,500	
		深さ1.20m 以上1.40m 未満	箇所	669,000	673,800	584,700	
		深さ1.40m 以上1.60m 未満	箇所	723,200	727,900	628,600	
		深さ1.60m 以上2.00m 未満	箇所	813,200	818,500	704,100	
		深さ2.00m 以上	箇所	956,500	964,400	840,000	
	組立矩形人孔 内法90cm×60cm	深さ1.20m 未満	箇所	一般	—	454,300	
				困難			
		深さ1.20m 以上1.40m 未満	箇所	538,600	—	454,300	
		深さ1.40m 以上1.60m 未満	箇所	618,300	622,500	515,700	
		深さ1.60m 以上1.80m 未満	箇所	670,900	675,100	556,500	
		深さ1.80m 以上2.00m 未満	箇所	784,000	789,700	651,200	
		深さ2.00m 以上2.40m 未満	箇所	876,400	885,300	728,800	
		深さ2.40m 以上2.80m 未満	箇所	995,500	1,016,000	844,000	
	深さ2.80m 以上3.20m 未満	箇所	1,120,300	1,140,800	964,800		
	組立円形人孔 内径90cm	深さ1.20m 未満	箇所	一般	—	—	
				困難			
		深さ1.20m 以上1.40m 未満	箇所	587,400	592,100	543,800	
		深さ1.40m 以上1.60m 未満	箇所	626,700	631,400	576,700	
		深さ1.60m 以上1.80m 未満	箇所	675,100	679,800	618,800	
		深さ1.80m 以上2.00m 未満	箇所	750,200	755,400	684,900	
		深さ2.00m 以上2.40m 未満	箇所	861,200	869,100	791,600	
深さ2.40m 以上2.80m 未満	箇所	965,100	981,900	889,500			
組立矩形人孔 内法120cm×60cm	深さ1.20m 未満	箇所	一般	—	970,200		
			困難				
	深さ1.20m 以上1.40m 未満	箇所	1,042,600	1,059,400	970,200		
	深さ1.40m 以上1.60m 未満	箇所	700,500	705,200	649,300		
	深さ1.60m 以上1.80m 未満	箇所	735,800	740,600	677,500		
	深さ1.80m 以上2.00m 未満	箇所	794,400	799,100	728,700		
	深さ2.00m 以上2.40m 未満	箇所	883,400	888,600	807,700		
深さ2.40m 以上2.80m 未満	箇所	1,013,600	1,021,500	927,500			
組立円形人孔 内径90cm	深さ1.20m 未満	箇所	一般	—	1,049,500		
			困難				
	深さ1.20m 以上1.40m 未満	箇所	1,137,000	1,153,800	1,049,500		
	深さ1.40m 以上1.60m 未満	箇所	1,228,200	1,245,000	1,138,900		
組立円形人孔 内径90cm	深さ1.20m 未満	箇所	一般	—	464,800		
			困難				
	深さ1.20m 以上1.40m 未満	箇所	512,500	516,700	464,800		
	深さ1.40m 以上1.60m 未満	箇所	564,500	568,700	506,500		
組立円形人孔 内径90cm	深さ1.60m 以上2.00m 未満	箇所	一般	—	557,300		
			困難				
深さ1.60m 以上2.00m 未満	箇所	621,800	627,600	557,300			
組立円形人孔 内径90cm	深さ1.60m 以上2.00m 未満	箇所	一般	—	591,800		
			困難				
深さ1.60m 以上2.00m 未満	箇所	666,700	672,500	591,800			

		深さ2.00m以上2.40m未満	箇所	739,800	748,800	657,700	
		深さ2.40m以上2.80m未満	箇所	817,500	837,900	733,100	
		深さ2.80m以上	箇所	—	—	—	
副管(硬質塩化ビニル管以外のもの)	内径200mm	高さ1.00m未満	箇所		100,800	103,000	
		高さ1.00m以上1.50m未満	箇所		119,600	122,400	
		高さ1.50m以上2.00m未満	箇所		152,600	156,200	
		高さ2.00m以上	箇所		171,100	175,300	
副管(硬質塩化ビニル管)	内径200mm	高さ1.00m未満	箇所		236,000	239,400	
		高さ1.00m以上1.50m未満	箇所		256,300	260,300	
		高さ1.50m以上2.00m未満	箇所		289,400	294,200	
		高さ2.00m以上	箇所		310,000	315,500	
汚水ます	内径35cm		箇所	L形ます	丸型ます	—	深さは、ます深さとする。 内径50cm鉄蓋使用は14,600円を、内径70cm鉄蓋使用は55,300円を加算する。
				98,600	116,400		
	内径50cm	深さ1.00m未満	箇所	100,700	—	—	
		深さ1.00m以上	箇所	124,200	—	—	
		深さ1.00m未満異形乙使用	箇所	—	114,700	—	
		深さ1.00m以上異形乙使用	箇所	—	138,200	—	
		深さ1.00m未満異形丙使用	箇所	—	114,800	—	
		深さ1.00m以上異形丙使用	箇所	—	138,300	—	
内径70cm	内径70cmます蓋使用	箇所		347,600	—		
雨水ます	内径35cm		箇所	一枚蓋	二枚蓋	—	
				89,900	148,400		
	内径50cm		箇所	98,600	157,100	—	
	内径35cm	格子蓋(角型)	箇所		94,100	—	
	内径50cm	格子蓋(標準型)	箇所		110,400	—	
L形側溝	250B	m		17,300	16,400		
	300B	m		17,900	16,900		
L形基礎	250B用コンクリート厚さ10cm	m		7,200	6,500		
	300B用コンクリート厚さ10cm	m		7,800	7,000		
仮復旧工	アスファルトコンクリート舗装工(厚さ3cm)	m ²		3,600	—		
試験掘工	A型(2.00m×1.00m×1.50m)	箇所		130,800	—		
	B型(1.50m×0.70m×1.30m)	箇所		38,400	—		
	C型(1.00m×0.70m×1.00m)	箇所		19,200	—		
	A型(2.00m×1.00m×1.50m)アスファルト仮復旧	箇所		138,200	—		
	B型(1.50m×0.70m×1.30m)アスファルト仮復旧	箇所		42,200	—		
	C型(1.00m×0.70m×1.00m)アスファルト仮復旧	箇所		21,800	—		
特殊工	上記単価表以外の特殊工については、東京都下水道局の設計標準代価等に基づいて算出した額の90%以内の額						
障害物切回し	東京都下水道局、東京ガス株式会社等の発行する領収書記載金額から消費税及び地方消費税に相当する額を減じた額						

注 この表により算出された額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

第1号様式及び第2号様式を次のように改める。
様式省略
第12号様式を次のように改める。

様式省略
附則
1 この規則は、令和5年7月1日から施行する。

2 この規則による改正後の世田谷区私道整備及び私道排水設備の助成に関する条例施行規則の規定は、令和5年7月1日以後に助成の申請をする者について適用

し、同日前に助成の申請をした者については、なお従前の例による。
3 この規則の施行の際、この規則による改正前の第1号様式及び第2号様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

訓令甲

◎世田谷区訓令甲第34号

庁 中 一 般
総 合 支 所
児 童 相 談 所
保 健 所
事 業 所

世田谷区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規程(昭和40年6月世田谷区訓令甲第39号)の一部を次のように改正する。

令和5年6月1日

世田谷区長 保坂展人
別表国民健康・栄養調査員(医師)の項中「27,800円」を「27,900円」に改める。

◎世田谷区訓令甲第35号

庁 中 一 般

世田谷区事案決定手続規程(昭和54年3月世田谷区訓令甲第4号)の一部を次のように改正する。

令和5年6月29日

世田谷区長 保坂展人
別表5の部人事課の款2の項区長決定の欄中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、同項部長決定の欄第6号中「一般職員の営利企業等の従事を許可」を「幹部職員の兼業を許可し、又は兼職を承認」に改め、同項課長決定の欄に次の1号を加える。

3 一般職員の兼業を許可し、又は兼職を承認すること。

◎世田谷区訓令甲第36号

庁 中 一 般
総 合 支 所
児 童 相 談 所
保 健 所
出 張 所
事 業 所

職員の兼業許可等に関する事務取扱規程(昭和50年4月世田谷区訓令甲第30号)の一部を次のように改正する。

令和5年6月29日

世田谷区長 保坂展人
第3条中「兼業許可申請書(第1号様式)」を「総務部長が定める様式」に改める。
第4条の表以外の部分中「つぎ」を「次」に改め、同条の表を次のように改める。

部長及び課長(これらに相当する職を含む。)	総務部長
上記以外の職	人事課長

第7条を削り、第8条を第7条とする。
第9条第1項中「兼職承認申請書(消防団員との兼職)(第2号様式)」を「総務部長が定める様式」に改め、同条第2項中「及び第6条から前条まで」を「、第6条

及び前条」に改め、同条を第8条とする。
第10条第1項中「兼職承認申請書(第3号様式)」を「総務部長が定める様式」に改め、同条第2項中「第4条から第6条まで及び第8条」を「第4条から第7条まで」に改め、同条を第9条とする。
第11条中「第7条及び前条第1項に定めるもののほか、この」を「この」に改め、同条を第10条とする。
第1号様式から第3号様式までを削る。

烏山地域街づくり嘱託員	月額	214,503円	42,900円	257,403円
-------------	----	----------	---------	----------

◎世田谷区告示第411号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の20第1項の規定により指定特定相談支援事業者を指定したので、同法第51条の30第2項の規定により告示する。

令和5年6月1日

- 世田谷区長 保坂展人
- 1 事業者の名称 合同会社そうだんや
 - 2 主たる事務所の所在地 世田谷区用賀四丁目13番2号メゾンド・シルベスト406号
 - 3 事業所の名称 そうだんや用賀
 - 4 事業所の所在地 世田谷区用賀四丁目13番2号メゾンド・シルベスト406号
 - 5 事業所番号 1331204931
 - 6 事業の種類 特定相談支援事業
 - 7 事業の主たる対象者 特定なし
 - 8 指定の年月日 令和5年6月1日

◎世田谷区告示第412号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の28第1項の規定により指定障害児相談支援事業者を指定したので、同法第24条の37の規定により告示する。

令和5年6月1日

- 世田谷区長 保坂展人
- 1 事業者の名称 合同会社そうだんや
 - 2 主たる事務所の所在地 世田谷区用賀四丁目13番2号メゾンド・シルベスト406号
 - 3 事業所の名称 そうだんや用賀
 - 4 事業所の所在地 世田谷区用賀四丁目13番2号メゾ

告 示

◎世田谷区告示第410号

会計年度任用職員の報酬の額に関する規程(令和2年4月1日世田谷区告示第341号)の一部を次のように改正する。

令和5年6月1日

世田谷区長 保坂展人
本則の表烏山区民センター案内窓口嘱託員の項の次に次のように加える。

	ンド・シルベスト406号
5 事業所番号	1371201052
6 事業の種類	障害児相談支援事業
7 事業の主たる対象者	特定なし
8 指定の年月日	令和5年6月1日

◎世田谷区告示第413号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の15第1項及び第59条の4第1項の規定により指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25第1項及び第59条の4第1項の規定により告示する。

令和5年6月1日

- 世田谷区長 保坂展人
- 1 事業所の名称 はびねす
 - 2 事業所の所在地 東京都世田谷区南烏山六丁目33番33号ウィスタリアハウス2 1F
 - 3 申請者の名称 オネストリィ株式会社
 - 4 指定年月日 令和5年6月1日
 - 5 障害児通所支援の種類 児童発達支援

◎世田谷区告示第414号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の9第1項及び第59条の4第1項の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関を指定したので、同法第19条の19第1号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和5年6月1日

世田谷区長 保坂展人
別紙省略

◎世田谷区告示第415号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の10第1項及び第59条の4第1項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の更新をしたので、同法第19条の19第1号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

<p>令和5年6月1日 世田谷区長 保坂展人 別紙省略</p>	<p>面積 6.58平方メートル 4 供用開始の期日 令和5年6月2日</p>	<p>この関係図面は、令和5年6月5日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和5年6月5日 世田谷区長 保坂展人</p>
<p>◎世田谷区告示第416号 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の14及び第59条の4第1項の規定による指定事項の変更の届出があったので、同法第19条の19第2号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。 令和5年6月1日 世田谷区長 保坂展人 別紙省略</p>	<p>◎世田谷区告示第420号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和5年6月2日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和5年6月2日 世田谷区長 保坂展人</p>	<p>1 認定番号 28-1 2 変更の区間 世田谷区大原二丁目1317番13の内 3 変更の区域 延長 7.80メートル 幅員 0.11メートルから 0.18メートルまで 面積 1.24平方メートル 4 供用開始の期日 令和5年6月5日</p>
<p>◎世田谷区告示第417号 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の15の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退があったので、同法第19条の19第3号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。 令和5年6月1日 世田谷区長 保坂展人 別紙省略</p>	<p>1 認定番号 28-1 2 変更の区間 世田谷区千歳台二丁目729番23 3 変更の区域 延長 7.38メートル 幅員 1.00メートル 面積 7.81平方メートル 4 供用開始の期日 令和5年6月2日</p>	<p>◎世田谷区告示第424号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和5年6月5日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和5年6月5日 世田谷区長 保坂展人</p>
<p>◎世田谷区告示第418号 世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。 この関係図面は、令和5年6月2日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和5年6月2日 世田谷区長 保坂展人</p>	<p>◎世田谷区告示第421号 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置の指定をした。 なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。 令和5年6月5日 世田谷区長 保坂展人</p>	<p>1 認定番号 42-26 2 変更の区間 世田谷区祖師谷四丁目312番12から312番10まで 3 変更の区域 延長 11.80メートル 幅員 0.17メートルから 0.26メートルまで 面積 2.70平方メートル 4 供用開始の期日 令和5年6月5日</p>
<p>1 指定番号 11-G158 2 変更の区間 世田谷区北沢五丁目866番128から866番1の内まで 3 変更の区域 延長 11.44メートル 幅員 0.15メートルから 0.23メートルまで 面積 2.08平方メートル 4 供用開始の期日 令和5年6月2日</p>	<p>1 指定番号 第2912号 2 指定年月日 令和5年6月2日 3 指定の位置 世田谷区桜丘三丁目27 49番26の一部 4 道路の幅員 4.00メートル 5 道路の延長 21.72メートル 6 申請者氏名 エムトラスト株式会社 代表取締役 松井 眞 紀</p>	<p>◎世田谷区告示第425号 世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第5条第2項の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。 この関係図面は、令和5年6月5日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和5年6月5日 世田谷区長 保坂展人</p>
<p>◎世田谷区告示第419号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和5年6月2日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和5年6月2日 世田谷区長 保坂展人</p>	<p>◎世田谷区告示第422号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和5年6月5日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和5年6月5日 世田谷区長 保坂展人</p>	<p>1 指定番号 41-G060 2 一部を廃止する起終点 (旧) 世田谷区北烏山八丁目2143番 1地先無番から2142番1地先 無番まで (新) 世田谷区北烏山八丁目2142番 1地先無番から2142番1地先 無番まで 3 廃止の期日 令和5年6月5日</p>
<p>1 認定番号 28-1 2 変更の区間 世田谷区桜新町一丁目500番3の内から500番2の内まで 3 変更の区域 延長 17.12メートル 幅員 0.32メートルから 0.46メートルまで</p>	<p>1 認定番号 28-1 2 変更の区間 世田谷区上馬五丁目1番9の内 3 変更の区域 延長 5.08メートル 幅員 0.63メートル 面積 3.23平方メートル 4 供用開始の期日 令和5年6月5日</p>	<p>◎世田谷区告示第426号 世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第5条第1項の規定に基づき、区管理道路線を次のように指定する。</p>
<p>◎世田谷区告示第423号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。</p>	<p>◎世田谷区告示第423号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。</p>	<p>◎世田谷区告示第423号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。</p>

この関係図面は、令和5年6月5日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年6月5日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
41-G132
- 2 指定する起終点
世田谷区北烏山八丁目2144番1地先無番から2144番1地先無番まで
- 3 用途
区管理道路

◎世田谷区告示第427号

車両制限令(昭和36年政令第265号)第5条第1項の規定に基づき、自動車の交通量が極めて少ないと認める特別区道を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手續等を定める省令(昭和36年建設省令第28号)第5条第1項の規定により告示する。

この関係図面は、令和5年6月6日から2週間世田谷区土木部土木計画調整課において一般の縦覧に供する。

令和5年6月6日

世田谷区長 保坂展人

- 1 路線名
特別区道
- 2 指定区間
世田谷区野沢四丁目14番先から世田谷区野沢四丁目9番先まで
- 3 指定年月日
令和5年6月6日

◎世田谷区告示第428号

令和5年第2回世田谷区議会定例会を下記により招集する。

令和5年6月6日

世田谷区長 保坂展人
記

- 1 招集する年月日
令和5年6月14日(水)午後1時
- 2 招集する場所
世田谷区議会議場

◎世田谷区告示第429号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年6月7日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年6月7日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区世田谷二丁目802番29地先無番
- 3 変更の区域
延長 8.87メートル
幅員 2.36メートル
面積 20.98平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年6月7日

◎世田谷区告示第430号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第5条第2項の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。

この関係図面は、令和5年6月7日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年6月7日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
23-G054-01
- 2 一部を廃止する起終点
(旧)世田谷区桜一丁目729番10地先無番から729番23地先無番まで
(新)世田谷区桜一丁目729番8地先無番から729番23地先無番まで
- 3 廃止の期日
令和5年6月7日

◎世田谷区告示第431号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第5条第1項の規定に基づき、区管理道路線を次のように指定する。

この関係図面は、令和5年6月7日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年6月7日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
23-G054-03
- 2 指定する起終点
世田谷区桜一丁目729番10地先無番から729番9地先無番まで
- 3 用途
区管理道路

◎世田谷区告示第432号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年6月9日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年6月9日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区中町一丁目64番25から71番27まで
- 3 変更の区域
延長 8.23メートル
幅員 0.16メートル
面積 1.30平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年6月9日

◎世田谷区告示第433号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年6月9日から

15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年6月9日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区大原二丁目1250番20の内
- 3 変更の区域
延長 9.51メートル
幅員 0.54メートルから0.74メートルまで
面積 6.02平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年6月9日

◎世田谷区告示第434号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和5年6月12日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年6月12日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
31-D548-02
- 2 変更の区間
世田谷区上用賀五丁目453番13から453番14まで
- 3 変更の区域
延長 13.61メートル
幅員 0.34メートルから0.39メートルまで
面積 5.00平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年6月12日

◎世田谷区告示第435号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年6月12日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年6月12日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区上馬五丁目6番42の内
- 3 変更の区域
延長 3.08メートル
幅員 0.19メートル
面積 0.60平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年6月12日

◎世田谷区告示第436号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年6月12日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理

課において一般の縦覧に供する。

令和5年6月12日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
40-33
- 2 変更の区間
世田谷区等々力二丁目31番40から
31番23の内まで
- 3 変更の区域
延長 4.58メートル
幅員 0.18メートルから
0.20メートルまで
面積 0.88平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年6月12日

◎世田谷区告示第437号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年6月12日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年6月12日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
(1) 43-13
(2) 36-5
- 2 変更の区間
(1) 世田谷区代田四丁目783番9の内
(2) 世田谷区代田四丁目783番9の内
- 3 変更の区域
(1) 延長 24.18メートル
幅員 0.17メートルから
0.18メートルまで
面積 4.42平方メートル
(2) 面積 1.24平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年6月12日

◎世田谷区告示第438号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定に基づき地縁による団体認可の告示をしたが、その告示事項に変更があった旨の届出があったので、同項及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第19条第1項第6号の規定により次のとおり告示する。

令和5年6月12日

世田谷区長 保坂展人

- 1 名称
鎌田南睦会
- 2 区域
世田谷区鎌田一丁目及び世田谷区鎌田二丁目の全域、世田谷区鎌田三丁目1番から13番まで及び15番から26番までの区域並びに世田谷区宇奈根一丁目1番、15番から18番まで、21番の一部及び22番から24番までの区域
- 3 主たる事務所
東京都世田谷区鎌田二丁目11番7号
- 4 代表者の氏名及び住所
佐々木 研一
東京都世田谷区鎌田二丁目15番9

号

- 5 変更があった事項及びその内容
代表者の氏名及び住所
脇 克仁
東京都世田谷区鎌田二丁目11番
2号NDハイム8-505

◎世田谷区告示第439号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による指定道路について、次のとおり指定の変更をした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。

令和5年6月13日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定変更番号 第2913号
- 2 指定変更年月日 令和5年6月12日
- 3 指定変更の位置 世田谷区三宿一丁目314番17の一部、
314番18の一部、
314番20、314番21
の一部、314番40
の一部及び320番
5の一部
- 4 道路の幅員 4.00メートル
- 5 道路の延長 18.95メートル
- 6 申請者氏名 安部 智裕

◎世田谷区告示第440号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和5年6月13日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年6月13日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
40-1
- 2 変更の区間
世田谷区岡本二丁目1039番1地先
無番から1039番3の内まで
- 3 変更の区域
延長 17.37メートル
幅員 2.36メートルから
4.24メートルまで
面積 58.37平方メートル

◎世田谷区告示第441号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和5年6月13日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年6月13日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区岡本二丁目1012番2
- 3 変更の区域
延長 26.10メートル
幅員 2.04メートルから
4.85メートルまで
面積 85.18平方メートル

◎世田谷区告示第442号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年6月13日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年6月13日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
43-10
- 2 変更の区間
世田谷区岡本一丁目1274番4
- 3 変更の区域
延長 13.51メートル
幅員 1.00メートル
面積 13.54平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年6月13日

◎世田谷区告示第443号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。

この関係図面は、令和5年6月13日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年6月13日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
元-5
- 2 供用開始の区間
世田谷区宇奈根二丁目521番4
- 3 供用開始の区域
延長 16.32メートル
幅員 4.00メートルから
4.01メートルまで
面積 62.88平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年6月13日

◎世田谷区告示第444号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年6月13日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年6月13日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区奥沢一丁目13番1の内
- 3 変更の区域
延長 10.84メートル
幅員 0.11メートルから
0.15メートルまで
面積 1.48平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年6月13日

◎世田谷区告示第445号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次

世田谷区公報

のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和5年6月14日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和5年6月14日
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
(1) 28-1
(2) 28-1
2 変更の区間

- (1) 世田谷区岡本一丁目380番10の内
(2) 世田谷区岡本一丁目380番10の内
- 3 変更の区域
(1) 面積 3.43平方メートル
(2) 延長 14.55メートル
幅員 1.00メートル
面積 14.88平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年6月14日

◎世田谷区告示第446号
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項及び世田谷区財政状況の公表に関する条例（昭和39年3月世田谷区条例第8号）の規定により、次のように本区財政状況を公表する。
令和5年6月15日
世田谷区長 保坂展人

令和4年度下半期の財政状況（令和5年3月31日現在）

1. 一般会計歳入執行状況

区分	特別区税	国・都支出金	特別区交付金	諸収入	繰入金・特別区債	その他	合計
予算現額	1,329.4億円	1,250.4億円	681.2億円	125.2億円	111.1億円	602.4億円	4,099.8億円
収入済額	1,259.1億円	1,122.2億円	666.1億円	104.4億円	13.5億円	599.6億円	3,764.8億円
収入率	94.7%	89.7%	97.8%	83.3%	12.1%	99.5%	91.8%

2. 一般会計歳出執行状況

区分	民生費	総務費	教育費	土木費	衛生費	公債費	その他	合計
予算現額	1,871.5億円	554.8億円	499.0億円	409.5億円	389.9億円	114.7億円	260.3億円	4,099.8億円
支出済額	1,590.0億円	381.8億円	302.0億円	270.6億円	221.9億円	114.3億円	198.4億円	3,079.0億円
執行率	85.0%	68.8%	60.5%	66.1%	56.9%	99.7%	76.2%	75.1%

3. 特別会計歳入歳出執行状況

会計		国民健康保険事業会計	後期高齢者医療会計	介護保険事業会計	学校給食費会計
予算現額		849.0億円	239.7億円	727.7億円	33.9億円
歳入	収入済額	779.7億円	234.2億円	616.1億円	28.1億円
	収入率	91.8%	97.7%	84.7%	82.9%
歳出	支出済額	793.3億円	232.9億円	612.0億円	27.5億円
	執行率	93.4%	97.2%	84.1%	81.0%

4. 区民の区税負担

年度	日本人人口	外国人人口	人口計	世帯	特別区税予算現額	ひとりあたりの負担額	1世帯あたりの負担額
平成30年度	890,581人	21,514人	912,095人	483,199世帯	120,872,043千円	132,521円	250,150円
令和元年度	898,494人	23,062人	921,556人	490,857世帯	124,048,868千円	134,608円	252,719円
令和2年度	898,631人	21,840人	920,471人	491,879世帯	125,462,076千円	136,302円	255,067円
令和3年度	896,168人	20,977人	917,145人	491,159世帯	128,388,957千円	139,988円	261,400円
令和4年度	893,994人	23,711人	917,705人	494,707世帯	132,939,488千円	144,861円	268,724円

5. 特別区債の状況

区分	教育債	土木債	総務債	民生債	産業経済債	減税等補てん債	合計
現在高	206.8億円	137.3億円	95.8億円	87.2億円	0.9億円	12.0億円	540.0億円
構成比	38.3%	25.4%	17.7%	16.1%	0.2%	2.2%	100.0%

6. 区有財産の状況

土地	建物	工作物	有価証券	出資による権利	債権	基金
255万4,327.43㎡	127万7,056.83㎡	304億8,000万円	4億3,000万円	28億4,296万円	64億4,520万円	1,372億9,350万円

7. 一時借入金の状況

下半期は、一時借入金を必要としませんでした。

※一時借入金とは、支払資金が一時的に不足する場合、年度内に返済することを条件に銀行などから現金を借り入れる制度です。

◎世田谷区告示第447号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和5年6月15日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 ホームケア世田谷中町
2 事業所の所在地 東京都世田谷区中町五丁目9番9号グランクレール世田谷中町ケアレジデンス1F
3 事業者の名称 株式会社東急インターライフデザイン
4 廃止届受理年月日 令和5年5月30日
5 サービスの種類 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

◎世田谷区告示第448号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年6月16日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年6月16日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 28-1
2 変更の区間 世田谷区岡本一丁目1262番31
3 変更の区域 延長 13.37メートル 幅員 0.72メートル 面積 10.05平方メートル
4 供用開始の期日 令和5年6月16日

◎世田谷区告示第449号

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第30条の11第1項の規定による子ども・子育て支援施設等の確認及び同法第58条の6第1項の規定による子ども・子育て支援施設等の確認の辞退について、同法第58条の11の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

令和5年6月20日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第450号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年6月21日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年6月21日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 28-1
2 変更の区間 世田谷区桜上水五丁目497番51から497番3まで
3 変更の区域 延長 16.50メートル 幅員 1.15メートルから1.34メートルまで 面積 20.89平方メートル
4 供用開始の期日 令和5年6月21日

◎世田谷区告示第451号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき、区管理水路の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和5年6月21日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年6月21日

世田谷区長 保坂展人

- 1 番号 34-Z002
2 変更の区間 世田谷区玉堤一丁目350番24から350番30まで
3 変更の区域 延長 18.44メートル 幅員 0.00メートルから1.09メートルまで 面積 12.79平方メートル

◎世田谷区告示第452号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年6月21日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年6月21日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 28-1
2 変更の区間 世田谷区玉川二丁目1451番の内
3 変更の区域 延長 5.04メートル 幅員 0.24メートルから0.27メートルまで 面積 1.31平方メートル
4 供用開始の期日 令和5年6月21日

◎世田谷区告示第453号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。

この関係図面は、令和5年6月23日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年6月23日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号

28-1

- 2 供用開始の区間 世田谷区松原三丁目886番29から860番29まで
3 供用開始の区域 延長 84.27メートル 幅員 1.98メートルから6.73メートルまで 面積 291.40平方メートル
4 供用開始の期日 令和5年6月23日

◎世田谷区告示第454号

世田谷区みどりの基本条例(平成17年3月世田谷区条例第13号)第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。

令和5年6月23日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第455号

世田谷区みどりの基本条例(平成17年3月世田谷区条例第13号)第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。

令和5年6月23日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第456号

令和5年6月23日世田谷区議会において議決を得た次の予算について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定に基づき別添のとおり公表する。

令和5年6月23日

世田谷区長 保坂展人

令和5年度世田谷区一般会計補正予算(第2次) 別添省略

◎世田谷区告示第457号

平成29年1月6日世田谷区告示第3号の一部を次のように訂正する。

令和5年6月26日

世田谷区長 保坂展人

告示中「幅員 3.79メートルから10.28メートルまで」を「幅員 0.00メートルから10.28メートルまで」に訂正する。

◎世田谷区告示第458号

平成29年1月6日世田谷区告示第4号の一部を次のように訂正する。

令和5年6月26日

世田谷区長 保坂展人

告示中「34-D037-01」を「34-D037-02」に訂正する。

◎世田谷区告示第459号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。

この関係図面は、令和5年6月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年6月26日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
58-1
- 2 供用開始の区間
世田谷区瀬田一丁目919番19の内
- 3 供用開始の区域
延長 14.80メートル
幅員 0.00メートルから
10.28メートルまで
面積 98.27平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年6月26日

◎世田谷区告示第460号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和5年6月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和5年6月26日
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
58-1
- 2 変更の区間
世田谷区瀬田一丁目919番19の内
- 3 変更の区域
延長 3.27メートル
幅員 0.00メートルから
11.24メートルまで
面積 28.95平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年6月26日

◎世田谷区告示第461号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項及び第18条の規定に基づき、特別区道路線を次のように認定し、新たに認定した道路の区域を決定し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和5年6月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和5年6月26日
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
R5-7
- 2 認定する起終点
世田谷区大蔵五丁目11番18の内から1番34まで
- 3 道路の延長
123.02メートル
- 4 道路の幅員
6.00メートル
- 5 道路の面積
747.28平方メートル
- 6 供用開始の期日
令和5年6月26日

◎世田谷区告示第462号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、特別区道路線を次のように認定する。
この関係図面は、令和5年6月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年6月26日
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
R5-8
- 2 認定する起終点
世田谷区大蔵五丁目5000番21の内から7番40まで
- 3 道路の延長
107.96メートル

◎世田谷区告示第463号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように決定し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和5年6月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和5年6月26日
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
R5-8
- 2 区間
世田谷区大蔵五丁目5000番21の内から7番40まで
- 3 区域
延長 107.96メートル
幅員 3.99メートルから
7.26メートルまで
面積 602.68平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年6月26日

◎世田谷区告示第464号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように決定する。
この関係図面は、令和5年6月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和5年6月26日
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
(1) R5-8
(2) R5-8
- 2 区間
(1) 世田谷区大蔵五丁目12番15
(2) 世田谷区大蔵五丁目6番4から6番3の内まで
- 3 区域
(1) 延長 33.06メートル
幅員 0.05メートルから
1.75メートルまで
面積 22.36平方メートル
(2) 延長 28.33メートル
幅員 0.60メートルから
0.63メートルまで
面積 20.07平方メートル

◎世田谷区告示第465号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、特別区道の路線を次のように廃止する。
この関係図面は、令和5年6月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和5年6月26日

世田谷区長 保坂展人

- 1 廃止番号
R5-9
- 2 廃止する起終点
世田谷区大蔵五丁目7番31の内から11番6まで
- 3 道路の延長
15.22メートル
- 4 道路の幅員
4.00メートルから8.50メートルまで
- 5 道路の面積
65.85平方メートル
- 6 廃止の期日
令和5年6月26日

◎世田谷区告示第466号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、特別区道の路線を次のように廃止する。
この関係図面は、令和5年6月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和5年6月26日
世田谷区長 保坂展人

- 1 廃止番号
R5-10
- 2 廃止する起終点
世田谷区大蔵五丁目8番11の内から8番27まで
- 3 道路の延長
97.74メートル
- 4 道路の幅員
6.00メートル
- 5 道路の面積
678.35平方メートル
- 6 廃止の期日
令和5年6月26日

◎世田谷区告示第467号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、特別区道の路線を次のように廃止する。
この関係図面は、令和5年6月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和5年6月26日
世田谷区長 保坂展人

- 1 廃止番号
R5-11
- 2 廃止する起終点
世田谷区大蔵五丁目2番9から1番34まで
- 3 道路の延長
22.67メートル
- 4 道路の幅員
6.00メートル
- 5 道路の面積
140.79平方メートル
- 6 廃止の期日
令和5年6月26日

◎世田谷区告示第468号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、特別区道の路線を次のように廃止する。

この関係図面は、令和5年6月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年6月26日
世田谷区長 保坂展人

- 1 廃止番号
R5-12
- 2 廃止する起終点
世田谷区大蔵五丁目5000番5から7番40まで
- 3 道路の延長
93.46メートル
- 4 道路の幅員
3.99メートルから7.26メートルまで
- 5 道路の面積
541.51平方メートル
- 6 廃止の期日
令和5年6月26日

◎世田谷区告示第469号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和5年6月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年6月27日
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
58-1
- 2 変更の区間
世田谷区上野毛三丁目213番1の内
- 3 変更の区域
面積 1.50平方メートル

◎世田谷区告示第470号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年6月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年6月27日
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区三軒茶屋一丁目41番10の内
- 3 変更の区域
延長 9.89メートル
幅員 0.15メートルから0.16メートルまで
面積 1.59平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年6月27日

◎世田谷区告示第471号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年6月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年6月27日
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
54-7
- 2 変更の区間
世田谷区若林四丁目261番15の内から261番10の内まで
- 3 変更の区域
延長 9.03メートル
幅員 0.08メートルから0.13メートルまで
面積 1.00平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年6月27日

◎世田谷区告示第472号
世田谷区立公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日について都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和5年6月27日
世田谷区長 保坂展人

1 名	称	世田谷区立アメンボひろば公園
2 位	置	東京都世田谷区太子堂二丁目4番28号
3 区	域	別紙案内図のとおり
4 供用開始の期日		令和5年6月27日

別紙省略

◎世田谷区告示第473号
次のとおり都市公園の区域を変更するので、世田谷区立公園条例（昭和33年4月世田谷区条例第4号）第2条の2の規定に基づき告示する。

令和5年6月27日
世田谷区長 保坂展人

1 名	称	世田谷区立烏山川緑道
2 位	置	東京都世田谷区三宿二丁目1番から船橋七丁目21番先まで
3 区	域	別紙案内図のとおり
4 変更の期日		令和5年6月27日

別紙省略

◎世田谷区告示第474号
車両制限令（昭和36年政令第265号）第5条第1項の規定に基づき、自動車の交通量が極めて少ないと認める特別区道を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第5条第1項の規定により告示する。

この関係図面は、令和5年6月28日から2週間世田谷区土木部土木計画調整課において一般の縦覧に供する。

令和5年6月28日
世田谷区長 保坂展人

- 1 路線名

特別区道
2 指定区間
世田谷区給田四丁目13番先から世田谷区給田四丁目14番先まで

3 指定年月日
令和5年6月28日

◎世田谷区告示第475号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年6月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年6月30日
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区奥沢三丁目306番4地先無番
- 3 変更の区域
延長 11.63メートル
幅員 1.81メートル
面積 21.16平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年6月30日

◎世田谷区告示第476号
世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第5条第2項の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。

この関係図面は、令和5年6月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年6月30日
世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
33-G022
- 2 一部を廃止する起終点
(旧) 世田谷区奥沢三丁目305番2地先無番から306番1地先無番まで
(新) 世田谷区奥沢三丁目306番6地先無番から306番1地先無番まで
- 3 廃止の期日
令和5年6月30日

◎世田谷区告示第477号
世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第5条第1項の規定に基づき、区管理道路線を次のように指定する。

この関係図面は、令和5年6月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年6月30日
世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
33-G022-01
- 2 指定する起終点
世田谷区奥沢三丁目305番2地先無番から305番3地先無番まで
- 3 用途

区管理道路

◎世田谷区告示第478号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年6月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年6月30日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
42-50
- 2 変更の区間
世田谷区千歳台一丁目1番80の内から1番79まで
- 3 変更の区域
延長 16.63メートル
幅員 0.23メートルから
0.25メートルまで
面積 4.02平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年6月30日

◎世田谷区告示第479号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年6月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年6月30日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
42-25
- 2 変更の区間
世田谷区南鳥山一丁目187番39の内
- 3 変更の区域
延長 8.30メートル
幅員 0.09メートルから
0.12メートルまで
面積 0.89平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年6月30日

◎世田谷区告示第480号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年6月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年6月30日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
(1) 28-1
(2) 28-1
- 2 変更の区間
(1) 世田谷区三軒茶屋二丁目141番98の内
(2) 世田谷区三軒茶屋二丁目141番98の内
- 3 変更の区域
(1) 延長 11.01メートル
幅員 0.12メートルから

- 0.22メートルまで
- 面積 1.98平方メートル
- (2) 延長 12.41メートル
幅員 0.63メートル
面積 7.87平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年6月30日

◎世田谷区告示第481号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和5年6月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年6月30日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
(1) 11-D071-05
(2) 11-D001-05
- 2 変更の区間
(1) 世田谷区大原一丁目1101番14の内
(2) 世田谷区大原一丁目1101番14の内
- 3 変更の区域
(1) 延長 5.75メートル
幅員 0.63メートルから
0.66メートルまで
面積 3.05平方メートル
(2) 延長 11.57メートル
幅員 0.53メートルから
0.57メートルまで
面積 8.43平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年6月30日

◎世田谷区告示第482号

世田谷区立公園条例(昭和33年4月世田谷区条例第4号)第13条に規定する使用料のうち、水泳場の使用料の収納事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和5年6月30日

世田谷区長 保坂展人

- 1 委託した相手方
(1) 名称 株式会社エイト世田谷支店
(2) 所在地 東京都世田谷区喜多見四丁目23番21号
- 2 委託対象の施設及び委託期間
(1) 施設名 世田谷区立世田谷公園水泳場及び世田谷区立玉川野毛町公園水泳場
(2) 委託期間 令和5年7月1日から同年9月20日まで

◎世田谷区告示第483号

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第30条の11第1項の規定による子ども・子育て支援施設等の確認をしたので、同法第58条の11の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

令和5年6月30日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第484号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年6月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年6月30日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区東玉川一丁目145番15の内
- 3 変更の区域
延長 13.12メートル
幅員 0.36メートルから
0.37メートルまで
面積 4.77平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年6月30日

◎世田谷区告示第485号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年6月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年6月30日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区経堂四丁目550番8の内
- 3 変更の区域
延長 11.71メートル
幅員 0.17メートルから
0.18メートルまで
面積 2.05平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年6月30日

公 告

◎世田谷区公告第41号

公開による意見の聴取の開催について

建築基準法(昭和25年法律第201号)第48条第1項ただし書の規定による許可申請があったので、同条第15項の規定に基づき次のように公開による意見の聴取(以下「公聴会」という。)を行います。

利害関係のある方は、この公聴会において意見を述べることができます。なお、意見のある方で、当日に出席できない方は、公聴会前日までに都市整備政策部建築調整課へ意見の要旨を提出してください。

令和5年6月14日

世田谷区長 保坂展人

- 1 公聴会を行う日時
令和5年6月21日(水曜日)午前10時00分から
- 2 公聴会を行う場所

東京都世田谷区柏谷四丁目13番6号
柏谷区民センター 第3会議室
3 公聴会を行う理由
別紙の建築許可をするため
別紙省略

令和5年6月30日

世田谷区長 保坂展人

◎世田谷区公告第42号

開発行為に関する工事の完了公告
都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。
令和5年6月16日
世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区成城九丁目895番17 895番55	東京都渋谷区初台一丁目47番1号 小田急不動産株式会社 代表取締役 五十嵐秀

◎世田谷区公告第43号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第2項の規定により定められた世田谷区街づくり条例(平成7年3月世田谷区条例第17号)第18条第1項の規定に基づき、地区計画の原案を次のとおり公告するとともに、公衆の縦覧に供する。
なお、その原案に係る区域内の土地の所有者及び利害関係人は、縦覧開始の日から3週間以内に、本地区計画の原案に対する意見を区長に対し、文書により提出することができる。
令和5年6月16日
世田谷区長 保坂展人

- 地区計画等の種類
地区計画
- 地区計画等の名称
東京都市計画地区計画補助26号線沿道代沢一丁目・北沢一丁目地区地区計画
- 地区計画等の位置及び区域
世田谷区代沢一丁目及び北沢一丁目各地内
- 地区計画の原案の縦覧場所
世田谷区北沢総合支所街づくり課
- 縦覧期間
令和5年6月16日から同年30日まで
- 意見書の提出先
世田谷区北沢総合支所街づくり課
- 意見書の提出期間
令和5年6月16日から同年7月7日まで

◎世田谷区公告第44号

情報公開制度の実施状況の公表について
世田谷区情報公開条例(平成13年3月世田谷区条例第6号)第28条の規定により、令和4年度の情報公開制度の実施状況を次のとおり公表する。

1 行政情報の開示請求の状況及び行政情報の開示又は非開示等の決定の状況

実施機関	請求件数	処理状況						取下げ
		全部開示	一部開示	非開示	非開示 不存在	拒否等 存否応答		
区 長	398	145	170	44	6	33	5	39
教育委員会	21	3	10	5	1	3	1	3
選挙管理委員会	2	1	1	0	0	0	0	0
監査委員	2	0	0	2	0	2	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
議 会	9	7	1	0	0	0	0	1
計	432	156	182	51	7	38	6	43

2 開示決定等の期間延長の状況

(1) 30日までの延長	
区 長	69件
教育委員会	7件
選挙管理委員会	0件
監査委員	0件
農業委員会	0件
議 会	4件
計	80件
(2) 30日を超える延長	
区 長	22件
教育委員会	0件
選挙管理委員会	0件
監査委員	0件
農業委員会	0件
議 会	1件
計	23件
3 その他 不服申立て件数	13件

の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。以下同じ。)の相手方(以下「パートナーシップ関係の相手方」という。)(以下「配偶者等」という。))に改め、同条第5項第5号中「配偶者」を「配偶者等」に改め、同条第9項中「と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」を「が当該請求をした職員の配偶者等、父母、子若しくは配偶者等の父母又は第30条第1項に規定する関係にある者でなくなった」に改める。
第8条の2第10項中「と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」を「が当該請求をした職員の配偶者等、父母、子若しくは配偶者等の父母又は第30条第1項に規定する関係にある者でなくなった」に改める。

規 則 (教)

次に掲げる規則を公布する。
令和5年6月27日
世田谷区教育委員会

世田谷区教育委員会規則第14号

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区教育委員会規則第15号

幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則(平成12年3月世田谷区教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「含む。以下同じ。))」を「含む。))又はパートナーシップ関係(双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互

第22条第3項各号及び第4項中「配偶者」を「配偶者等」に改める。

第23条第1項中「配偶者又は当該職員と性別が同一である者であって、当該職員との関係が婚姻関係と同様の事情にあると任命権者が認めるもの(以下「同性パートナー」という。)(以下「配偶者等」という。))」を「配偶者等」に改める。

第25条第1項中「する場合(当該職員と性別が同一である者との関係が婚姻関係と同様の事情になると任命権者が認める場合を含む。以下この条において同じ。))、職員の親族(特別養子縁組の成立前の監護対象者等を含む。以下この条及び別表第4において同じ)」を「し、又はパートナーシップ関係の当事者となる場合、職員の親族等(別表第4に掲げる者をいう。以下この条において同じ)」に改め、同条第2項第1号中「する」を「し、又はパートナーシップ関係の当事者となる」に改め、同項第2号中「親族(別表第4に掲げる親族に限る。))」を「親族等」に改め、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とし、同条第3項中「前項第2号から第4号まで」を「前項第2号及び第3号」に改める。

第28条第1項中「親族」を「親族、パー

トナーシップ関係の相手方その他これらに類する者(任命権者が別に定める範囲に限る。)」に改める。

第30条第1項を次のように改める。

条例第18条第1項に規定する教育委員会規則で定める者は、次に掲げる者(第4号から第7号までに掲げる者については、職員と同居している者に限る。)とする。

- (1) 祖父母
- (2) 兄弟姉妹
- (3) 孫
- (4) 父母の配偶者等
- (5) 配偶者等の父母の配偶者等
- (6) 子の配偶者等
- (7) 配偶者等の子

別表第4中「親族」を「親族等」に改め、同表姻族又は同性パートナーの血族の項及び備考1中「同性パートナー」を「パートナーシップ関係の相手方」に改める。

第4号様式中「続柄」

を「続柄等」に、「配偶者」を「配偶者等」に、「続柄」を「続柄等」に改める。

第5号様式を次のように改める。

様式省略

第8号の2様式中「続柄」を「続柄等」に改める。

附則

- 1 この規則は、令和5年7月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第4号様式、第5号様式及び第8号の2様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の住居手当に関する規則(平成12年3月世田谷区教育委員会規則第19号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項各号中「家族」を「世帯の構成員」に改める。

附則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。

訓令甲(教)

◎世田谷区教育委員会訓令甲第16号

教育委員会事務局
教育機関

世田谷区教育委員会事案決定手続規程(昭和52年7月世田谷区教育委員会訓令甲第4号)の一部を次のように改正する。
令和5年6月29日

世田谷区教育委員会

別表3の部学校職員課の款2の項課長決定の欄に次の1号を加える。

1 教職員の兼業を許可すること。

別表3の部学校職員課の款3の項課長決定の欄に次の1号を加える。

2 幼稚園教職員(園長を除く。)の兼

業を許可すること。

別表3の部教育指導課の款6の項課長決定の欄に次の1号を加える。

2 教職員(校長、学校栄養職員及び事務職員を除く。)の兼業を許可すること。

◎世田谷区教育委員会訓令甲第17号

世田谷区立幼稚園
世田谷区立小学校
世田谷区立中学校
世田谷区立学校給食調理場

学校職員の兼業等及び教員等の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程(平成12年3月世田谷区教育委員会訓令甲第9号)の一部を次のように改正する。

令和5年6月29日

世田谷区教育委員会

第2条第1項第3号を削る。

第8条中「の職にある者又は教育長の」を「又はその」に改める。

告示(選)

◎世田谷区選挙管理委員会告示第25号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条の規定により本区の選挙人名簿から抹消した者のうち、同条第4号の規定に該当するものを別紙のとおり告示する。

令和5年6月1日

世田谷区選挙管理委員会

別紙省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第26号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項、市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第1項及び第11項並びに第5条第1項及び第15項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定における令和5年6月1日調製の選挙人名簿登録者総数の50分の1の数、6分の1の数及び40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は次のとおりである。

令和5年6月1日

世田谷区選挙管理委員会

50分の1の数 15,401

6分の1の数 128,336

40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 195,002

◎世田谷区選挙管理委員会告示第27号

選挙人名簿の抄本及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条の4第7項(第30条の12において準用する場合を含む。)の規定に基づき、別紙のとおり公表する。

令和5年6月1日

世田谷区選挙管理委員会

別紙省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第28号

世田谷区選挙管理委員会事務局処務規程(昭和46年7月世田谷区選挙管理委員会告示第50号)の一部を次のように改正する。

令和5年6月28日

世田谷区選挙管理委員会

本則に次の1条を加える。

(個人情報取扱)

第6条 個人情報の取扱いについては、別に定める場合を除き、区長部局の例による。

附則

この告示による改正後の世田谷区選挙管理委員会事務局処務規程の規定は、令和5年4月1日から適用する。

告示(農)

◎世田谷区農業委員会告示第7号

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第27条第1項の規定に基づき、第35回世田谷区農業委員会総会を次のとおり開催する。

令和5年6月23日

世田谷区農業委員会会長

六戸幸男

- 1 開催日時 令和5年6月30日(金)
午後3時00分
- 2 開催場所 区役所第二庁舎第5委員会室
- 3 審議事項
 - (1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について
 - (2) 第2号議案 農地法に基づく転用届出について
 - (3) 第3号議案 その他の事項について